

世田谷区の障害者相談支援のための

計画相談マニュアル

Version 4.0

【第1部】知識編

【第2部】技術編

【第3部】事務編

「せたがやインクルージョンプラン」の基本理念

障害のある人もない人も
お互いの人格や個性を尊重して
住み慣れた地域で支えあい
選択した自分らしい生活を
安心して継続できる社会の実現

令和7年3月

編集・発行 世田谷区自立支援協議会／世田谷区

「世田谷区の障害者相談支援のための計画相談マニュアルVersion4.0」 の発行にあたって

世田谷区自立支援協議会

会長 鈴木敏彦（淑徳大学副学長・教授）

このたび、「世田谷区の障害者相談支援のための計画相談マニュアル Version 4.0」が発刊されることとなりました。本マニュアルは「障害者総合支援法の相談支援専門員初任者研修を修了した人が、業務を始める際に手に取り、業務上の実務に役立ててもらうことを目的」として、世田谷区自立支援協議会が、世田谷区と共同で編集し発行するものです。すなわち、本マニュアルは、障害のあるご本人に最も近い場で活躍する相談支援事業所の相談支援専門員を主な対象とし、相談支援の基本的な考え方の共有や、障害者総合支援法に基づく支援について共通理解を図るツールです。相談支援専門員が行う相談支援の内容の標準化や質の向上を目指すマニュアルの作成とその活用は、「世田谷らしい相談支援」の構築に向けた大切な取り組みです。

「せたがやインクルージョンプラン：世田谷区障害施策推進計画（令和 6-8 年度）」では、その基本理念として「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を掲げています。理念を単なるスローガンとせず、現実のものとするためには、すべての区民の方々がそれぞれの場で自らできることを考えアクションを起こすこと、すなわち「オール世田谷」で取り組む必要があります。相談支援専門員には、こうした「オール世田谷」での取り組みの中核をなすものとして役割が期待されています。

わが国も批准している「障害者権利条約」が制定される過程では、「私たちぬきに私たちのことを決めないで」というスローガンが提唱されました。相談支援専門員は、人生の主役“プレイヤー”であるご本人を中心に据え、支援者はその名の通り“サポーター”に徹する必要があります。相談支援専門員が、ご本人にとって“真のサポーター”としての役割を果たすためには、価値・知識・技術等の向上に向けた絶えざる努力が求められます。本マニュアルをスタートとして、障害のあるご本人の思いを大切にし、ご本人を中心に据えた支援が展開されることを期待いたします。

第1部 知識編

内容

1. はじめに ～このマニュアルがめざすもの～	5
2. 世田谷区自立支援協議会とは	6
(1) 世田谷区自立支援協議会のあゆみ	6
(2) 世田谷区自立支援協議会（イメージ）	8
3. 相談支援専門員について	9
(1) 相談支援専門員とは	9
(2) 相談支援専門員の理念と役割	12
4. 世田谷区障害福祉計画	15
(1) 「せたがやノーマライゼーションプラン」から「せたがやインクルージョンプラン」へ	15
(2) 計画期間における行動コンセプト	16
(3) 施策展開の考え方（視点）	16
(4) 障害福祉サービス等の成果目標（令和8年度末における目標）	18
5. 地域共生社会の実現に向けて	20
(1) 地域共生社会とは	20
(2) 相談支援専門員と包括的な生活支援	21
(3) 地域生活支援拠点等の整備	22
6. 関係機関との連携	24
(1) 世田谷区の相談支援体制	24
(2) 障害者虐待への対応	28
(3) 意思決定支援	31
(4) 障害を理由とする差別解消	32
(5) 感染症や災害時の業務継続に向けた取り組みについて	33
7. 障害福祉サービス	36
(1) 障害者総合支援法における相談支援とは	36
(2) 計画相談支援・障害児相談支援のしくみ	39
(3) 終結について	41
(4) 障害者総合支援法の福祉サービス	42
(5) 障害者総合支援法のサービス内容と対象者	44

8. 障害福祉サービスと介護保険	48
(1) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等	48
(2) 障害者総合支援法と介護保険法の違い	51
(3) 障害福祉サービス利用と介護保険サービス利用の違い	52
(4) 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行	55
(5) 高額障害福祉サービス給付費	57
(6) 生活保護受給者で介護扶助の場合 ～みなし 2 号への対応～	58
9. 世田谷区の相談支援専門員スキルアップ	59
(1) 自己研鑽と仲間づくりのすすめ	59
(2) 相談支援専門員のキャリアラダー	60
(3) 世田谷区障害者相談支援体制の人材育成と質の向上に向けた取り組み<イメージ図>	61
(4) 相談支援アドバイザー制度	62

1. はじめに ～このマニュアルがめざすもの～

このマニュアルがめざすもの

この冊子は、世田谷区自立支援協議会「計画相談マニュアル策定ワーキンググループ」のメンバーが中心となって作成し、平成28年（2016年）9月にVer.1として発行されました。その後、相談支援ワーキンググループメンバーが中心となって必要に応じて見直し・修正を行い今回Ver.4.0として発行する運びとなりました。

障害者総合支援法の相談支援従事者初任者研修を修了した人が、業務を始める際に手に取り、実務に役立ててもらうことを目的としています。

相談支援に携わる職員にとって、法律の条文や省令、厚生労働省の事務連絡等は読みづらいこともあり、相談支援専門員の多くが苦勞しています。実務のなかでこの冊子が、相談支援専門員同士、あるいは相談支援専門員と自治体職員とで、実務や情報を確認する際にお役に立てることができたら幸いです。



＊この冊子での表記について＊

◆世田谷区に特有の事務処理について

計画相談の事務処理方法は、厚生労働省による「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」が基本です。ただし、実務面において一部を省略するなどの対応については自治体により若干異なります。この冊子では、世田谷区に特有の事務処理については、できる限り「世田谷区では」「区保健福祉課では」と表記するよう努めています。

◆計画相談に関する表記について

「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の両方を併せて示す場合に、「サービス等利用計画等」あるいは「利用計画」と記載しています。

2. 世田谷区自立支援協議会とは

世田谷区自立支援協議会は、**障害者（障害児を含む）が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現**を目指し、地域における、障害者等への支援体制の整備の推進を目的としています。

(1) 世田谷区自立支援協議会のあゆみ

平成19年10月	「世田谷区自立支援協議会」発足
平成21年度	「各エリア自立支援協議会」「地域移行部会」の活動開始。
平成24年4月1日	障害者自立支援法第89条の2に則り「自立支援協議会」の法定化 「改正世田谷区自立支援協議会設置要綱」よりよい要項を作るワーキング
平成26年度	虐待防止・権利擁護部会の活動開始 → 平成28年度「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」に変更
平成28年4月1日	「障害者差別解消支援地域協議会」として位置づけられる。 計画相談マニュアル策定ワーキンググループ
平成30年度	子ども支援検討ワーキンググループ → 令和4年度「子ども部会」に変更
平成31年4月1日	基幹相談支援センターの委託先変更に伴い事務局移転 世田谷区松原6-37-1 東京リハビリテーションセンター世田谷内 世田谷区基幹相談支援センター

【令和2年～5年度の主な協議内容】

- ・次期世田谷区障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）の策定に向けた意見提出・集約
- ・災害時の支援
- ・障害差別に関する相談状況について
- ・虐待通報について
- ・広報活動について
- ・障害者の高齢化や8050問題に関する課題整理
- ・日中サービス支援型指定共同生活援助（バンブル）報告
- ・自立支援協議 運営会議としての広報活動
- ・障害福祉から介護保険への移行・連携について
- ・世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例について
- ・地域課題抽出のためのツールを作成（エリア共通の課題抽出シート）

【各エリアの取組み】

●共通した取り組み：地域課題抽出シートを活用し、課題の抽出および検討

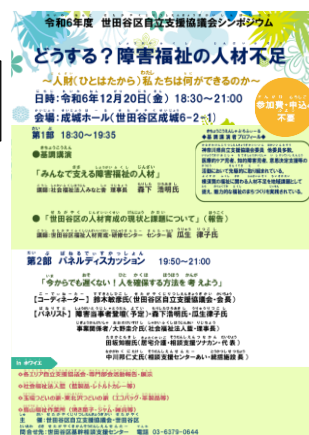
- ・北沢エリア：山下商店街・秋の味覚まつりへの参加、商店街等への周知活動
- ・世田谷エリア：よりどころの企画、「みんなのよりどころ」の開催、「話す会」の開催
- ・玉川エリア：「防災」をテーマとした拡大版地域ケア会議の共催、地域課題に関する研修会等
- ・烏山エリア：「からすのやまっぷ～居場所はここよ～」の普及啓発活動、インクルプランの意見提出に向けた事例検討会等
- ・砧エリア：R4年～6年「きぬたの防災 ～横の繋がりをつくろう～三カ年計画（公助・共助・自助）」

自立支援協議会シンポジウム実行委員会：世田谷区では、自立支援協議会の活動について区民の方々への周知と、共生社会をめざす気運の醸成等を目的とし、年に1回シンポジウムを実施しています。各エリア、各部会からメンバーを募り実行委員会形式にて企画・運営を行っています。令和5年度は「障害のある方と共に学ぶ地域防災」、令和6年度は「どうする？ 障害福祉の人材不足」をテーマに開催しました。

令和5年度
シンポジウムポスター



令和6年度
シンポジウムポスター



コラム

相談支援専門員と自立支援協議会の関係

我々相談支援専門員は日々利用者支援の中で、解決できない課題を多く抱える事があります。それは時に我々相談支援専門員自身の課題の時と感じてしまう事もあるでしょう。しかし、周囲に目をやると、同じような課題で苦しんでいる相談支援専門員もいるかもしれません。

もし同じような利用者の解決できない課題を抱える相談支援専門員がいたら、それは地域の課題かもしれません。

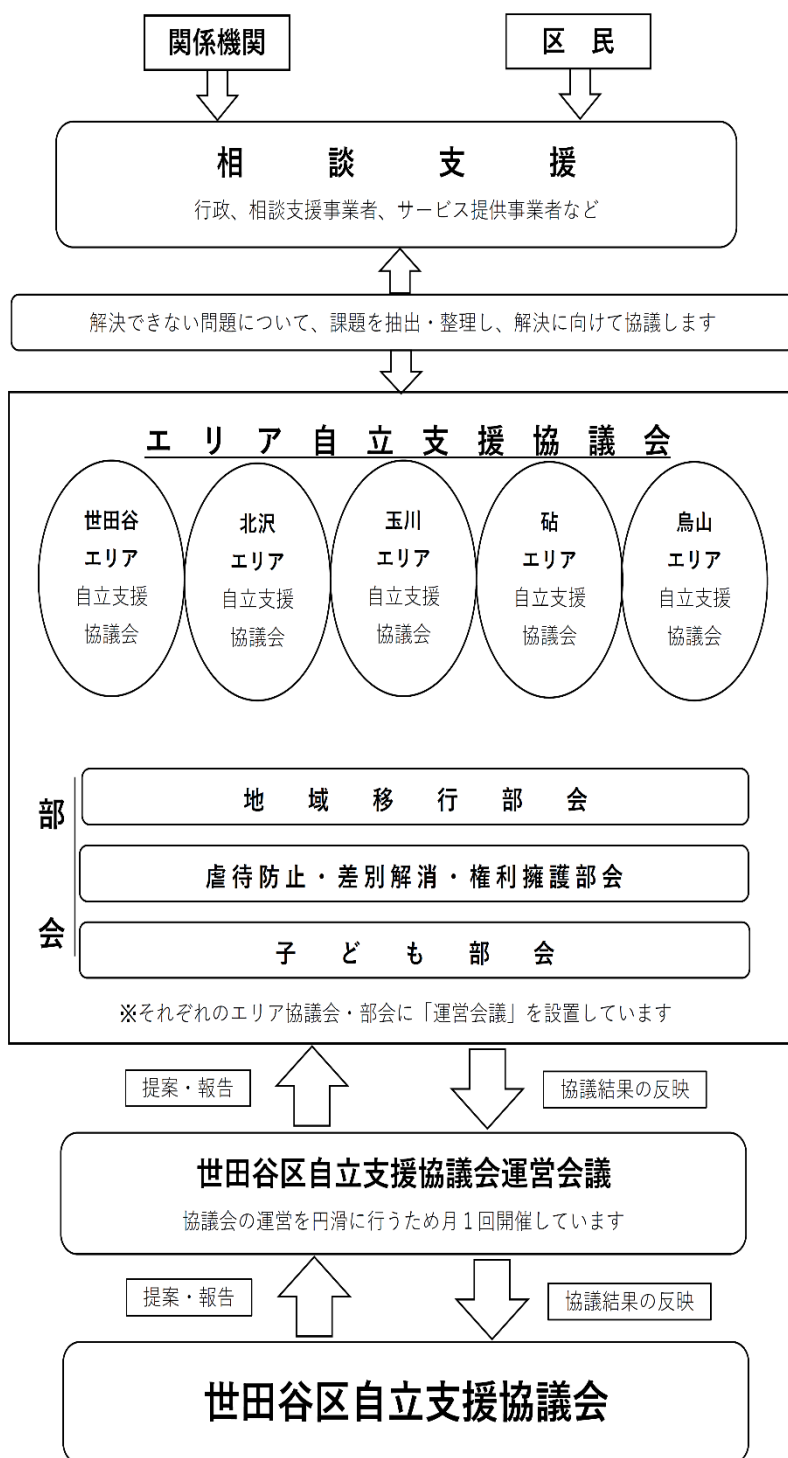
相談支援専門員は、職責として地域課題の解決に向けた取り組みを行っていきませんが、その時に活用するのが自立支援協議会です。地域の相談支援専門員と利用者の課題で解決出来ない事を共有し、地域で課題を解決するプロセスを検討し、世田谷区と官民協働で課題解決に向けた取り組みを推進していきます。

(2) 世田谷区自立支援協議会（イメージ）

世田谷区自立支援協議会

“障害があってもなくても誰もが自分らしく安心して暮らせる地域”を作るためのしくみとして、平成19年10月に設立。平成24年4月に障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）に基づく協議会となる。

- **部会**：地域をこえた課題への取組（地域移行、虐待防止・差別解消・権利擁護、子ども）
- **参画者**：相談支援事業所、障害福祉、サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等
- **エリア協議会**：地域特性に応じた取組（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）



3. 相談支援専門員について

(1) 相談支援専門員とは

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号) ※ より抜粋

※このマニュアルでは「障害者総合支援法」または「総合支援法」と表記することがあります。

(目的)

第一条

この法律は、障害者基本法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（令和六年内閣府・厚生労働省令第三号）より抜粋

第一節 基本方針

第二条

指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

- 2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
- 5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- 6 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。

- 7 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 8 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 9 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に務めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第三条指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）（以下「指定特定相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定障害児相談支援基準」という。）第一条第九号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援（指定障害児相談支援基準第一条第十号に規定する指定障害児相談支援をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者（指定障害児相談支援基準第一条第八号に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。）の数の合計数）が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 前項に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前六月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百六条の十三に規定する指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。

一 当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第一号イから二までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

二障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）に該当する者（当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。

5前項の規定により相談支援員を置く場合における第十一条、第十五条第一項第一号、第二項第一号から第九号まで及び第三項、第十五条の二、第十八条、第二十条第一項から第三項まで、第二十三条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。

(2)相談支援専門員の理念と役割

相談支援専門員の基本理念は、「すべての人間の尊厳を認め、いかなる状況においても自己決定を尊重し、当事者（障害者本人及び家族）との信頼関係を築き、人権と社会正義を実践の根底に置くこと」である。

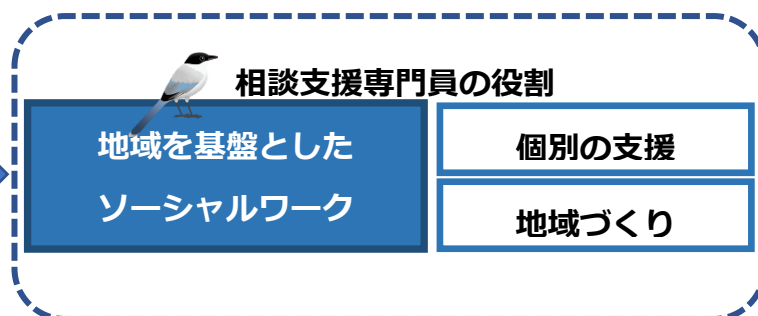
【出典】障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して
－平成23(2011)年8月30日 障害者制度改革推進会議総合福祉部会

相談支援の基本的視点

- ・本人主体であること（生活者としての支援、本人中心支援、意思決定支援）
（エンパワメント支援、セルフマネジメント）
- ・権利擁護、虐待防止
- ・多職種、他事業所とのチームアプローチ
- ・地域資源の活用と創造
- ・基本相談支援
- ・相談支援を基にしたサービス等利用計画の作成

相談支援の役割・ミッション

障害のある人がその人らしく
地域で暮らせるように



- ・障害者の地域生活を支援する
- ・ケアマネジメントを希望する者の意向を尊重する
- ・利用者の幅広いニーズを把握する
- ・様々な地域の社会資源をニーズに適切に結びつける
- ・総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する
- ・社会資源の改善及び開発を促進する



私たちが目指す相談支援専門員の姿 ～障害当事者である本人の生活を支援するために～

Ver. 8

東京都相談支援従事者研修検討会作成

東京都で活動する相談支援専門員の

態度と姿勢は...

- 1) 一人ひとりの「暮らし」を知るために、障害当事者の声を聴く
- 2) 本人の思いや将来に向けた願いを受け止める
- 3) 本人とともにあらゆる社会資源を活用し、創り出す
- 4) 障害者ケアマネジメントの理念を具現化する役割を持つ
- 5) 本人自身が力を発揮できるようなエンパワメントを支援する
- 6) まだ出会っていない、支援を必要とする人々の存在を想像する
- 7) 地域に入り込む力を養い、地域共生社会の一翼を担う
- 8) 地域で人々が交流し、学び、育ち合う中心になる
- 9) 相談支援専門員のエンパワメントのプロセスを、ただりながら人材育成にも貢献していく



相談支援と地域

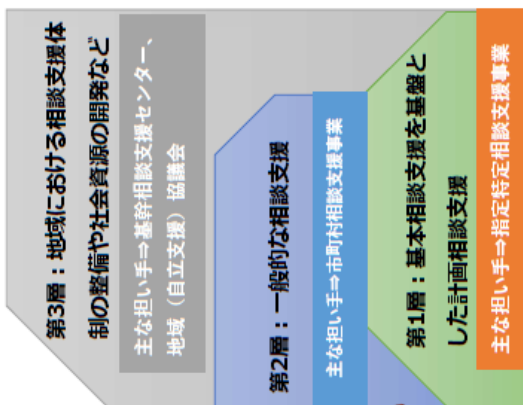


相談支援専門員は、利用者一人ひとりのニーズは地域のニーズでもある事と知っている

- 1) 地域を出発点とし、地域の強みと課題を把握して、ニーズに向き合う
- 2) 地域（自立支援）協議会を地域課題解決のツールとして活用する
- 3) 福祉にとどまらず他領域とのつながりを意識して、チームアプローチを推進する
- 4) 自分たちの地域の「官民協働」を意識して、体制整備や人材育成の質を高めていく
- 5) ソーシャルワークを基盤として、地域を耕し、育ちあい学びあう地域をつくる
- 6) 共生社会の実現を目指す



【国が考える地域や立場の違いによる相談支援専門員の役割】



【相談支援専門員の土台となるもの】

価値

- 「本人中心」 本人の思いや願いに寄り添い、本人中心の支援を行う
- 「社会モデル」 障害を社会の状況・環境との関係の中で理解し、とらえる
- 「エンパワメント」 本人が持っている力を信じる
- 「権利擁護」 人としての存在と尊厳を守り、あらゆる人権を尊重する
- 「地域に根ざす」 フィールドとする東京都及び区市町村の地域性の把握と、地域福祉の向上に努め続ける
- 「意思決定」 本人の意思を形成し、表明する機会を創出し、ともに考えあうことで決めることを導き出す

知識

- ・ 東京都における障害福祉の歴史
- ・ 本人が暮らす地域とその社会資源の理解（インフォーマル資源にも目を向けている）
- ・ 本人を理解するための、障害についての知識
- ・ ケアマネジメントプロセスの基本的理解（インテーク、アセスメント、プランニング、モニタリングを適切に実施できている）
- ・ 法制度や福祉サービスに関する知識（文章を読み込み、解釈する力）

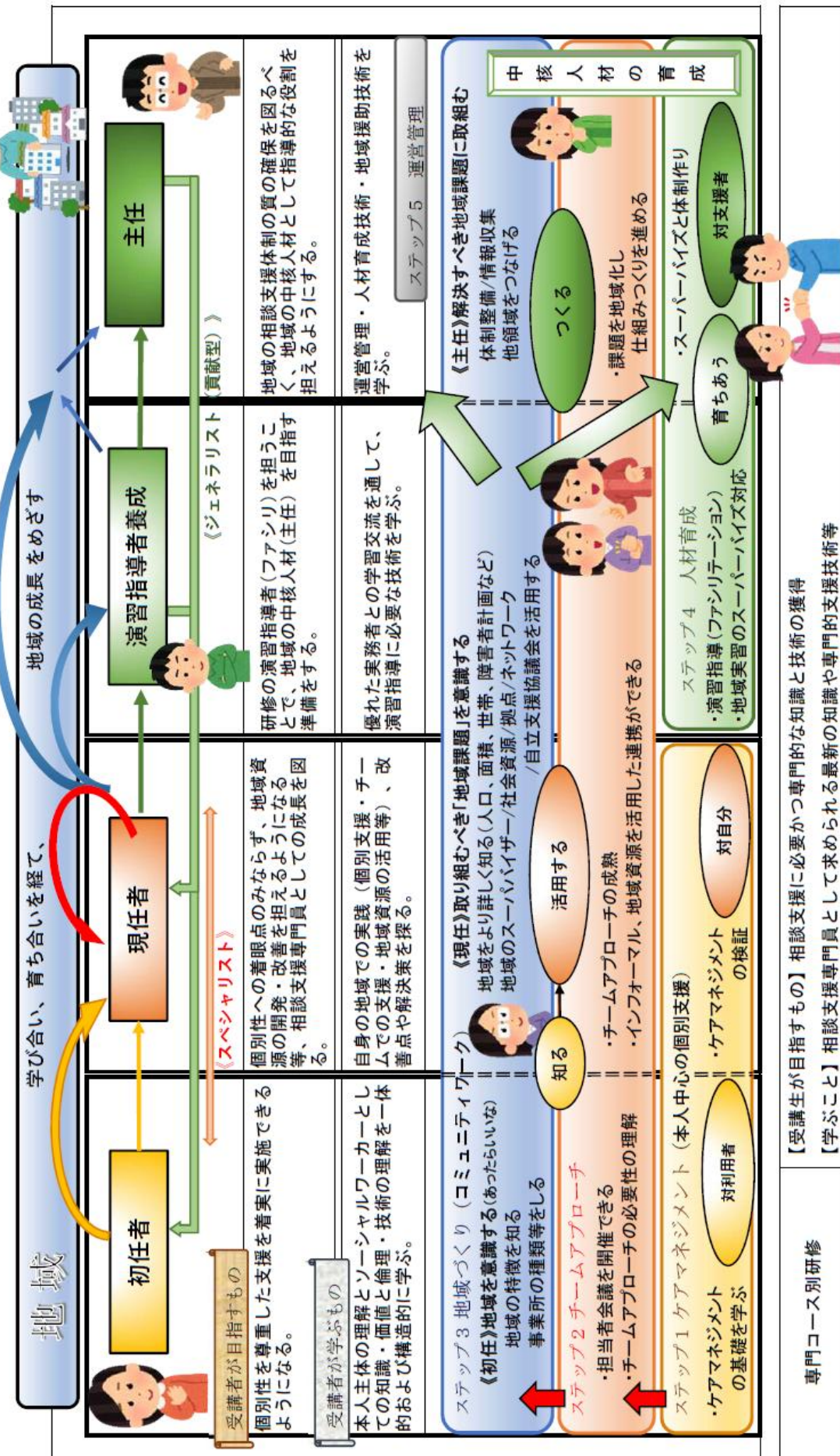


技術

- 1) 本人と信頼関係を構築できる
- 2) 基本的な面接技術に習熟している
- 3) ニーズを的確に捉えることができる
- 4) 本人の意思決定を支援する
- 5) わかりやすい計画を立案できる
- 6) サービス提供者や行政等と協働する力がある（交渉・調整）
- 7) 個別支援で得た地域課題を協議会等のネットワークを通じて積極的に発信・共有できる
- 8) 地域で人々が交流し、育ち合う動きかけができる（ファシリテーション、スーパービジョン）
- 9) 地域で共有した課題に対応できる社会資源を創り出す



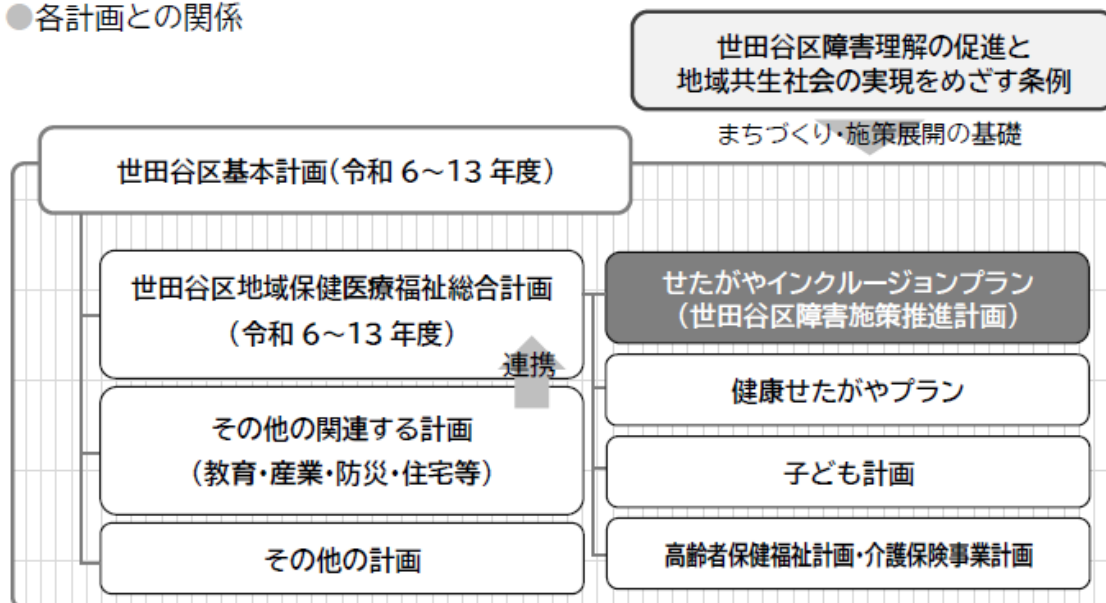
〔東京都の研修のしくみ ～相談支援専門員もエンパワメントのプロセスをたどる～〕



4. 世田谷区障害福祉計画

世田谷区では、「せたがやインクルージョンプラン世田谷区障害施策推進計画―《令和6-8年度》」において、障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現にむけて、障害施策や障害福祉サービス事業等を総合的かつ計画的に推進していくために、令和6年度から3年間の施策の充実に係る考え方や方向性を定めています。計画相談においても、その基本理念に沿った取り組みが期待されています。

●各計画との関係



(1)「せたがやノーマライゼーションプラン」から

「せたがやインクルージョンプラン」へ

せたがやインクルージョンプランは前計画「せたがやノーマライゼーションプラン」（令和7年制定）から名称を変更し、令和6年3月に策定されました。名称変更の理由としては、これまでは障害のある人もない人も区別されることなく、互いに支え合い、地域で豊かに暮らしていける社会をめざすノーマライゼーションの考え方を基本としてきましたが、多様な人々がそれぞれの生き方を尊重され、排除されることなく同じ社会の一員として受け入れられるインクルージョン（社会的包摂）の考え方も大切であるということが謳われ始めたことが背景にあります。

世田谷区ではノーマライゼーションの考え方を継承しながらも、近年増加している複雑・複合化する課題への対応や、地域共生社会に関する社会状況の変化等を踏まえ、全ての区民が個々の特性や経験を含めた多様性を尊重し、その存在と価値観を相互に認め合い、誰一人取り残さないことをめざしています。

せたがやノーマライゼーションプラン
-世田谷区障害施策推進計画-



せたがやインクルージョンプラン
-世田谷区障害施策推進計画-

(新名称)

(2)計画期間における行動コンセプト

「せたがやインクルージョンプラン」では令和6年度から令和8年度の計画期間における支援者の行動の基本的な考え方を明らかにするため、計画期間における「行動コンセプト」を定めています。

行動コンセプト ⇒ 「当事者の選択を支える」

令和6年度から令和8年度の計画期間において、支援者等(区や支援機関、家族や団体など)は、障害のある当事者の「選択」を尊重する施策の推進や「選択」を支える環境整備に向けて協力して取り組む。

また、当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、意思決定支援に留意しながら複数の選択肢を提案するなど、当事者が自分らしい生活を「選択」するための支援に努めることを、本計画期間における行動コンセプトとする。

「選択」を支える環境整備	情報アクセスのしやすさ、体験や選択の機会の確保、多様な福祉サービスの整備、既存サービスでの障害児者の受入れ、再利用を尊重する仕組み、同性介助や多様な性(LGBTQ 等)の尊重
「選択」するための支援	理解しやすい情報提供、選択肢を提示、選択の結果と選び直しを尊重

(3)施策展開の考え方(視点)

◆条例に基づく施策構築の視点

地域共生社会の実現をめざすとともに障害者等の支援施策を今後も推進していくにあたり、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の目的及び基本理念、各方面からの意見等を踏まえ、本計画に位置づける施策の構築のための視点を次のように設定します。

視点		説明
視点1	当事者参加	当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。当事者の希望や選択を考慮しているか。
視点2	相互理解	当事者と当事者以外の者（家族、地域、支援事業者等）との積極的理解につながるか。
視点3	担い手支援	支援の担い手（家族、支援事業者等）のうち特定の者に負担が偏っていないか。担い手の支援を考慮しているか。

◆施策の体系

本計画の施策体系と施策展開の3つの視点の関係図は次の通りとなります。★印で示した 施策が視点との関係が特に深いことを表します。

大項目 (施策の柱)	中項目	視点① 当事者 参加	視点② 相互 理解	視点③ 担い手 支援
1. 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消	(1) 理解する		★	
	(2) 守る		★	
2. 安心して暮らし続けることができる地域づくり	(3) つながる場をつくる	★		★
	(4) 連携して支援する			★
	(5) 安心できる暮らしを確保する	★		
	(6) 望むライフスタイルを実現する	★		
	(7) 毎日の暮らしをサポートする	★		★
	(8) 出かけやすい街をつくる	★	★	
	(9) いつでも相談できる	★		★
	(10) 家族を支援する		★	★
	(11) サービスの質を向上させる	★		★
3. 参加及び活躍の場の拡大のための施策	(12) 望むワークスタイルを実現する	★		
	(13) みんなで学ぶ・楽しむ・考える	★	★	
4. 情報コミュニケーションの推進のための施策	(14) 情報取得・発信手段を確保する	★	★	

(4)障害福祉サービス等の成果目標（令和8年度末における目標）

（都道府県における成果目標含む）

①施設入所者の地域生活への移行
・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
③地域生活支援の充実
・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.28 倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の 1.41 倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等
・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化等
・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

コラム

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き活きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方は、障害者の自立と社会参加の促進を図る理念として長く謳われてきました。

その8原理を紹介します。

大切なことを問いかけている考え方ですね。



- ① ノーマライゼーションとは、一日の普通のリズム
- ② ノーマライゼーションとは、一週間の普通のリズム
- ③ ノーマライゼーションとは、一年の普通のリズム
- ④ ノーマライゼーションとは、あたりまえの成長の過程をたどること
- ⑤ ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、周りの人もそれを認め、尊重してくれること
- ⑥ ノーマライゼーションとは、男性、女性どちらもいる世界に住むこと
- ⑦ ノーマライゼーションとは、平均的経済水準を保証されること
- ⑧ ノーマライゼーションとは、普通の地域の普通の家に住むこと

「再考・ノーマライゼーションの原理：その広がりと現代的意義」ベンクト・ニイリエ著；ハンソン友子訳 現代書館, 2008.12

5. 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく事のできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



【出典】令和元年5月16日厚生労働省地域共生社会推進検討会「地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況」より

➤ 「縦割り」という関係を越える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

➤ 「支え手」「受け手」という関係を越える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい
- ・課題を抱えている人でも、地域の中で居場所や役割を持つことにより生きがいを持って暮らせるように

➤ 「世代や分野」を越える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健 医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

⇒住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく

- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいと思える地域を自ら生み出していく

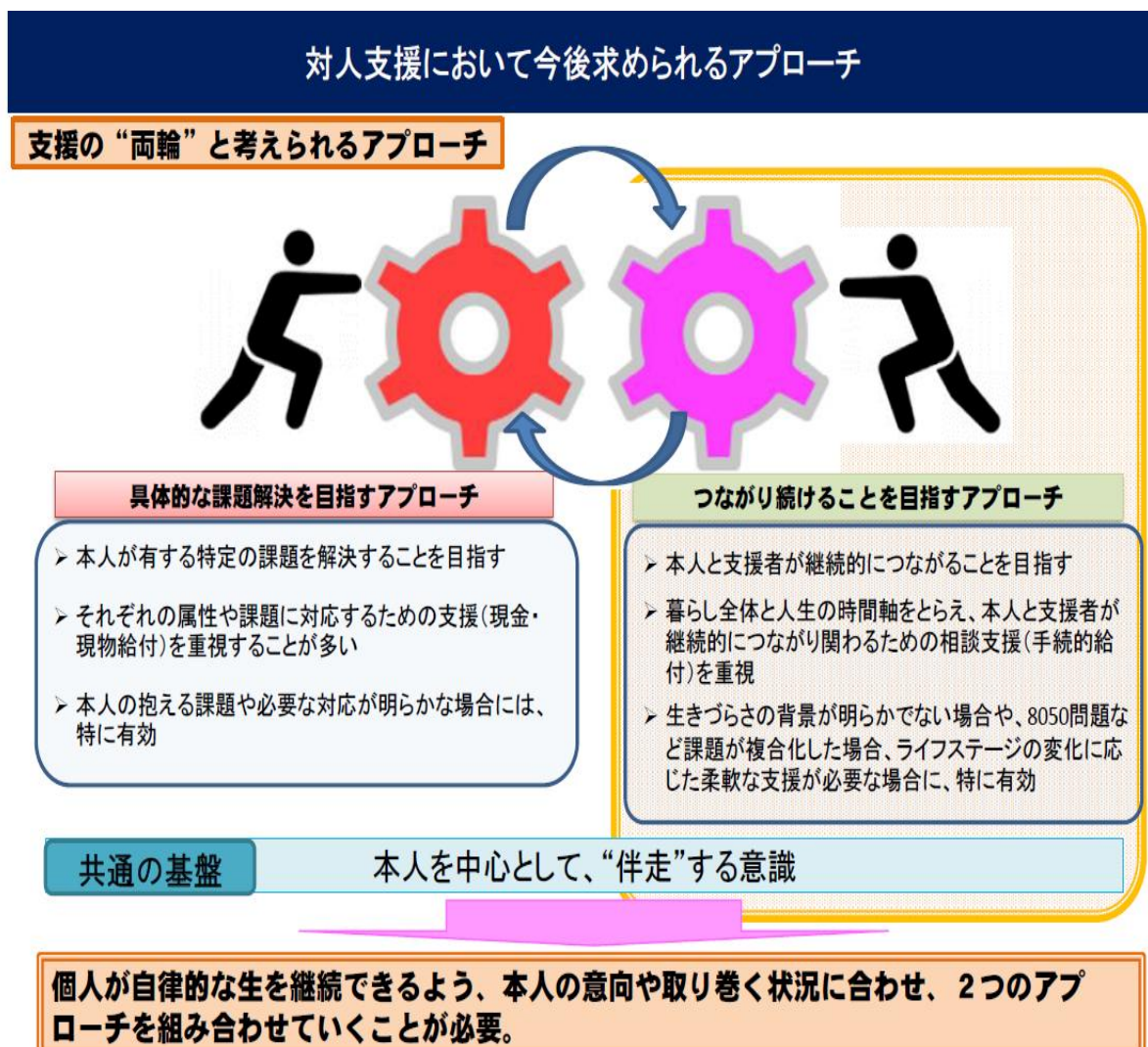
(2) 相談支援専門員と包括的な生活支援

「地域共生社会」とは、人々が多様な形で地域や社会とつながり、地域や社会の一員として包摂され、様々な活動への参加が保証され、相互に支え合う関係の中で自分らしく生きることのできる地域や社会のことです。つまり、そこで暮らす誰もが排除しない・されない、孤立しない・させない、地域のあり方であり、同時に地域の活性化や新しい地域活動の創出の可能性にも満ちた地域の姿とも言えます。

このような地域共生社会の実現のためには、福祉や医療、保健、看護、教育などの専門職が相互に分野横断的、業種横断的に連携し協働の体制を築くことだけでなく、地域住民や行政を含めた様々な関係機関、組織や団体がネットワークを形成し、それぞれの役割を発揮することが求められています。

世田谷区でも「誰一人取り残さない、世田谷をつくろう」という方針のもと、これまでの包括的支援体制を強化し、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の隙間のニーズを抱えた方にも、隙間のない支援が届くことを目指しています。

人々が抱える生活課題が多様化、複雑化、複合化する中で、個々の障害のある方の支援を行う相談支援専門員は、ソーシャルワークの担い手として関係機関との連携・協働はもちろんのこと、個別の課題を地域課題として捉え、ミクロ、メゾ、マクロレベルでの多様で重層的な関わりが求められています。



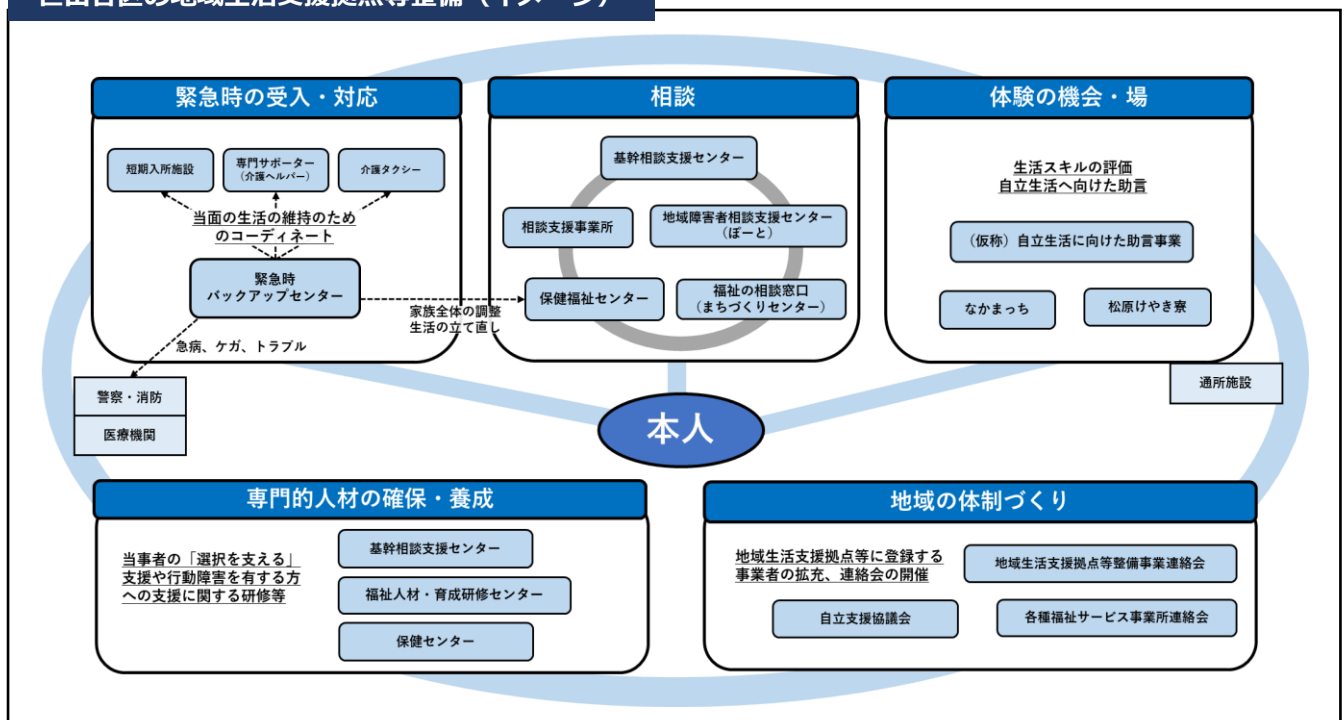
(3)地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、地域生活支援のための機能をもつ場所や体制のことです。主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられています。

世田谷区では令和4年10月より、北沢地域を中心にモデル実施した、相談、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくりの3機能について、令和6年1月から区内全域で実施しています。また、令和6年度には体験の機会・場、専門的人材の確保・養成の2機能を加え、5機能が整備されました。

主な機能	内容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

世田谷区の地域生活支援拠点等整備（イメージ）



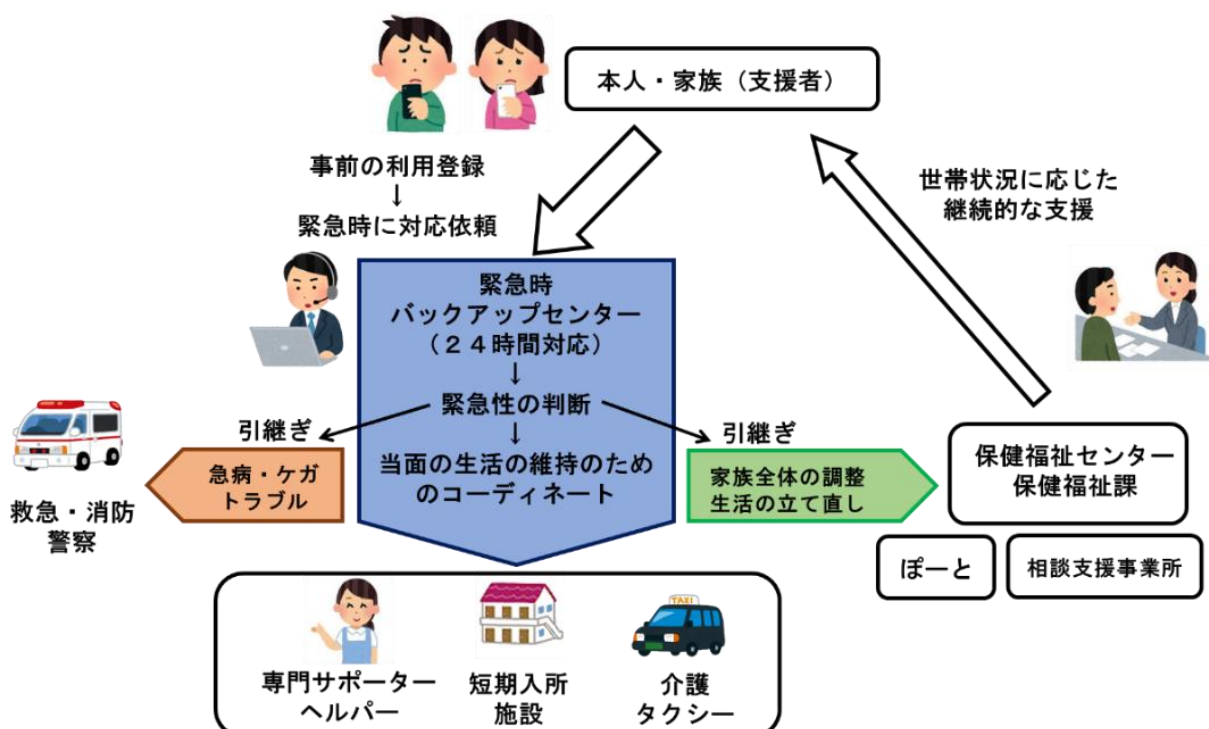
◆ 緊急時バックアップセンター

区の地域生活支援拠点等整備のうち、「相談」・「緊急時の受入・対応」の機能を担う、緊急時バックアップセンター（以下、バックアップセンター）では、障害者のご家族等の介護者が、急病や事故等で支援ができなくなった場合のような、突発的な緊急事態に 24 時間 365 日対応しています。

（突発的な緊急事態の一例）

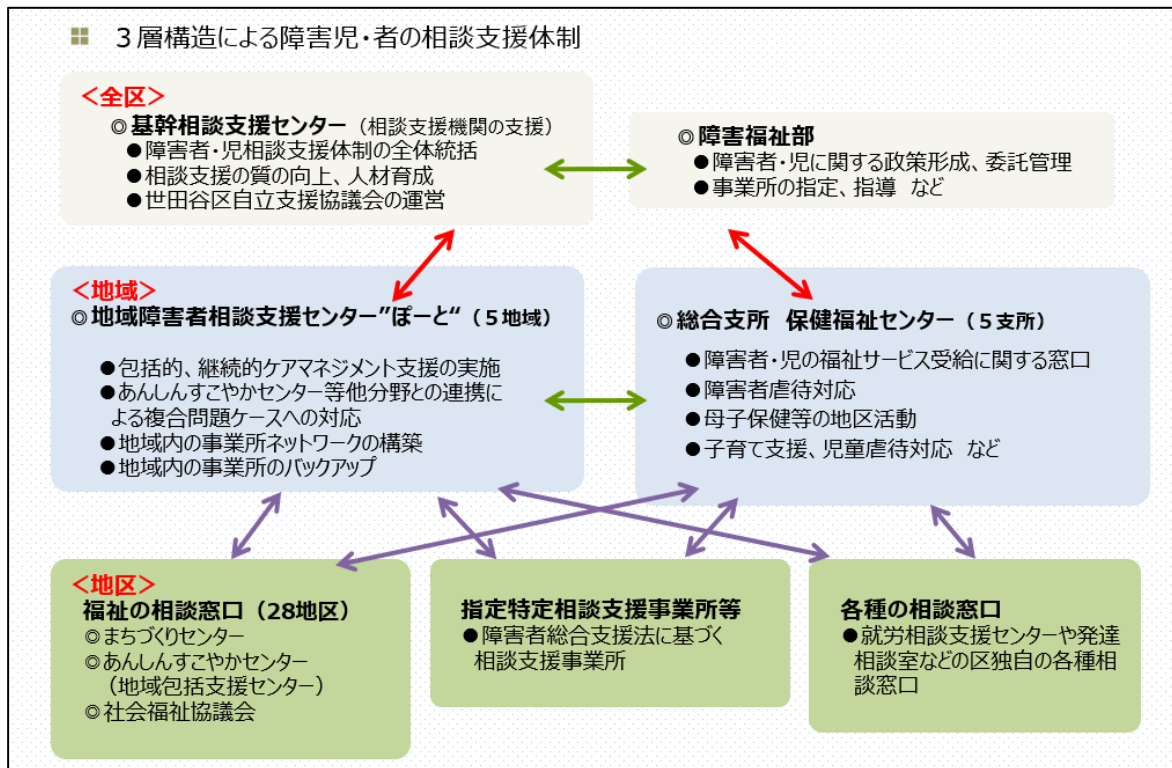
- ・ 本人が自宅内での転倒等により、身動きが取れなくなってしまった。
- ・ 火災等によって、本人が生活する場所を失ってしまった。
- ・ ご家族や支援者が緊急入院となり、一人で自宅に残されてしまった。
- ・ ご家族や支援者が親族の葬儀等の手配のため、介護ができなくなった。

緊急事態が発生した際は、バックアップセンターがご相談内容をお聞きし、事前の利用登録情報に基づいて、短期入所等の障害福祉サービス事業所や、自宅等にホームヘルパーを派遣する「専門サポーター」と連携しながら、当面の生活を継続するために一時的な支援を行います。



6. 関係機関との連携

(1) 世田谷区の相談支援体制



世田谷区基幹相談支援センターとの連携

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

<第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

地域障害者
相談支援セン
ター ぼーと

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

基幹相談支援センターと地域障害者相談支援センター“ぽーと”

◆基幹相談支援センター

東京リハビリテーションセンター世田谷内に設置され、障害のある方の基本相談、相談支援体制の連携強化、人材育成、世田谷区自立支援協議会の事務局運営などを行っています。

◆地域障害者相談支援センター“ぽーと”

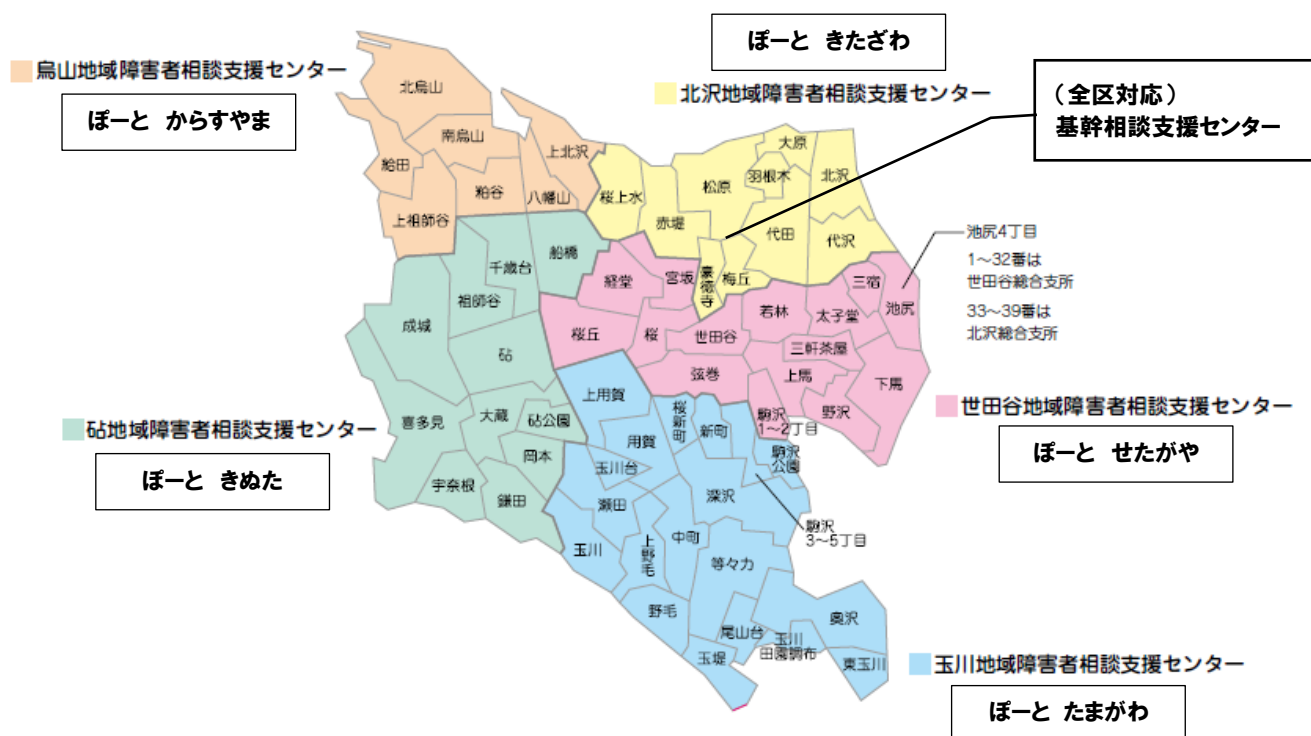
誰もが立ち寄れる「みなと（port）」をイメージした「ぽーと」を愛称として、区内5地域にあり、障害のある方の基本相談支援、相談支援事業者の支援やサービス提供事業所等との連携、障害のある方の権利擁護や虐待防止などの機能を担っています。



地域障害者相談支援センター“ぽーと”との連携

◆地域障害者相談支援センター“ぽーと”は、上記のように基本相談と相談支援事業者への支援機能の両面を持っていますので、相談支援事業者との連携が可能です。

◆例えば、障害のある方と要介護の高齢者が暮らしている 2人世帯の場合に、利用者アセスメントやニーズの整理、支援体制の構築が難しく、基本相談の役割機能部分がとても大きくなる場合があります。こうした場合に、地域障害者相談支援センター“ぽーと”は相談支援事業者と一緒に利用者支援にあたっていくことができます。



※地域障害者相談支援センター“ぽーと”は、サービス等利用計画の作成は行いません。

●“ぽーと”と基幹相談支援センター

名称	所在地	アクセス	電話・FAX
ぽーと せたがや	世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋2階	田園都市線 駒沢大学駅徒歩12分 三軒茶屋駅徒歩15分	TEL 6804-0405 FAX 6383-2156
ぽーと きたざわ	世田谷区松原3-40-7 パインフィールドビル201	京王線下高井戸駅・ 東急世田谷線下高井戸駅 徒歩4分	TEL 6379-0262 FAX 3325-9519
ぽーと たまがわ	世田谷区中町4-6-7	大井町線上野毛駅徒歩12分 田園都市線用賀駅徒歩19分 東急バス「中町5丁目」徒歩1分	TEL 6411-6590 FAX 6411-6316
ぽーと きぬた	世田谷区祖師谷3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内3階	小田急線 祖師ヶ谷大蔵駅徒歩5分 成城学園前駅徒歩7分	TEL 6411-5680 FAX 6411-4150
ぽーと からすやま	世田谷区南烏山1-13-16	京王線 芦花公園駅徒歩2分	TEL 5357-8760 FAX 5357-8761
世田谷区 基幹相談支援 センター	世田谷区松原6-37-1 東京リハビリテーションセンター世田谷内	小田急線梅ヶ丘駅徒歩5分 小田急線豪徳寺駅・東急世田谷 線山下駅徒歩9分	TEL 6379-0644 FAX 6379-0628

●各地域の保健福祉課（障害支援担当）

名称	所在地	電話・FAX
世田谷総合支所保健福祉課	世田谷4-22-33 世田谷区役所第2庁舎3階	TEL 5432-2865 FAX 5432-3049
【担当エリア】池尻1～3丁目、池尻4丁目（1～32番）、三宿、太子堂、三軒茶屋、若林、世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、経堂、下馬、野沢、上馬、駒沢1～2丁目		
北沢総合支所保健福祉課	北沢2-8-18 北沢タウンホール内 10階	TEL 6804-8727 FAX 6804-8813
【担当エリア】池尻4丁目（33～39番）、北沢、大原、代沢、羽根木、代田、松原、梅丘、豪徳寺、赤堤、桜上水		
玉川総合支所保健福祉課	等々力3-4-1 2階	TEL 3702-2092 FAX 5707-2661
【担当エリア】上用賀、用賀、桜新町、玉川台、瀬田、玉川、新町、駒沢3～5丁目、駒沢公園、深沢、中町、上野毛、野毛、等々力、尾山台、玉堤、奥沢、玉川田園調布、東玉川		
砧総合支所保健福祉課	成城6-2-1 1階	TEL 3482-8198 FAX 3482-1796
【担当エリア】船橋、千歳台、祖師谷、成城、砧、喜多見、大蔵、砧公園、岡本、宇奈根、鎌田		
烏山総合支所保健福祉課	南烏山6-22-14 1階	TEL 3326-6115 FAX 3326-6154
【担当エリア】北烏山、南烏山、上北沢、八幡山、粕谷、給田、上祖師谷		

●その他の相談窓口

名称	所在地	電話・FAX
ぷらっとホーム世田谷	世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ3階	TEL 5351-5355 FAX 5431-5357
メルクマールせたがや	世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ5階	TEL 3414-7867 FAX 6543-4750
リンク	世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ3階	TEL 5431-5354
緊急時バックアップセンター		TEL 6804-0331 FAX 6804-0371

(2)障害者虐待への対応

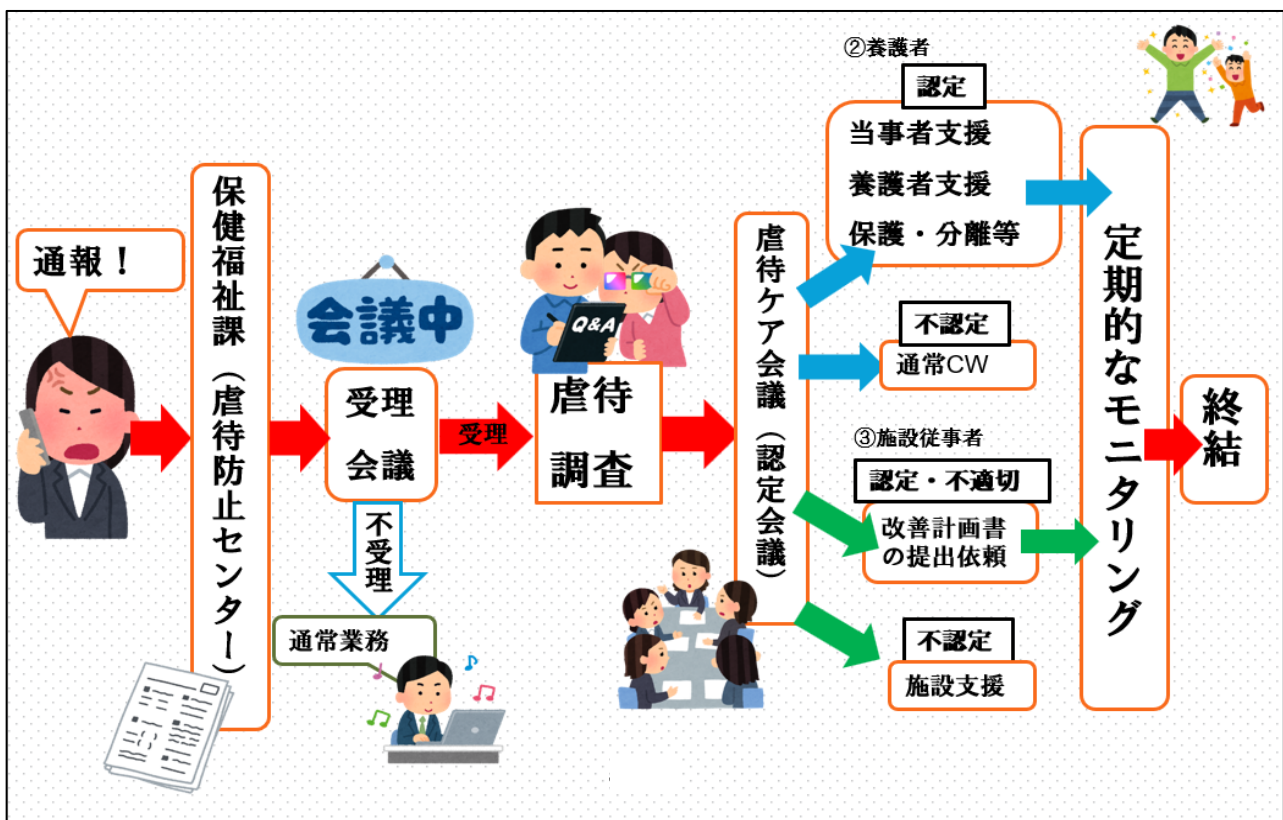
障害者虐待防止の更なる推進のため、相談支援事業所を含む全ての障害福祉サービス事業所に従業者への虐待防止に関する研修の実施、虐待防止委員会の設置、虐待防止委員会での検討結果の従業者への周知徹底、虐待防止等のための責任者の配置を義務づけることとした（１年間の経過措置あり）。

相談支援事業においては、自らの事業所において虐待防止の措置を講じることはもちろんのこと、利用者の生活や就労、サービスの利用場面での不適切な処遇や虐待を発見する機会が多いことも想定される。このため、相談支援専門員は日頃から虐待防止等に関する研鑽に努めるほか、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合に通報することや、不適切な処遇について障害福祉サービス事業所等に改善を求めること、それらの未然防止等の役割も重要である。

さらには、権利擁護や意思決定支援の取組への関わりも重要である。「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」においては、相談支援専門員は意思決定支援責任者を担う職種のひとつとして挙げられているほか、意思決定支援会議とサービス担当学会議の連動、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画（意思決定支援計画）の作成等各所において相談支援事業に触れられていることにも留意されたい。

「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定内容及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」

障障発0331第7号 令和3年3月31日



	【成人】	【児童】
	障害者への虐待に関する相談窓口	障害児への虐待に関する相談窓口
	各総合支所保健福祉センター 保健福祉課障害支援担当	各総合支所保健福祉センター こども家庭支援センター
世田谷	5432-2865	5432-2915
北沢	6804-8727	6804-7525
玉川	3702-2092	3702-1189
砧	3482-8198	3482-1415
烏山	3326-6115	3326-6155
	世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル 土・日・祝日、年末年始（終日受付）及び 夜間（午後5時～翌朝午前8時半） ☎：5432-1033	●世田谷区児童相談所 月～金、午前9時～午後5時まで （ 祝日・年末年始を除く） ☎：6379-0697 ●世田谷区児童虐待通告ダイヤル フリーダイヤル（24時間365日対応） ☎：0120-52-8343 ●児童相談所虐待対応ダイヤル「189」 ※全国共通。お近くの児童相談所につながります

大切なことは気づき・未然の対策が必要

まずは相談支援専門員が日頃の関わりから虐待
 が起きる前の些細な変化に気づけることが大切です。

そして、虐待が起きてしまう前に日頃から支援
 者が連携することも大切です。風通しの良いチー
 ム作りが、ご本人を守ることに繋がります。

日頃から、利用者さんの状況を
 担当ワーカーさんなどと共有して、
 何でも話せるようにしましょう。



(参考：基本指針)

第4 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。(略)

特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

（「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」令和3年3月31日付 障障発0331第7号より）

(3)意思決定支援

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

○障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取り組みとして位置付けている。

○意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排泄・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、ひとり暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント 相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

○本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等

○アセスメント：・本人の意思及び選好の確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集
・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催 サービス担当者会議・個別支援会議と重ねて開催可

※利用者本人の参加（原則）

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者。関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供（計画の実施）、支援結果等の記録（モニタリング）

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する
記録のフィードバック

(4)障害を理由とする差別解消

正当な理由がないのに、障害を理由として差別することで、障害のある人を不利に扱うことを「不当な差別的取り扱い」と言います。行政機関、民間事業者とも障害を理由とした「不当な差別的取り扱い」をしてはなりません。

(例) ・ 正当な理由なく、障害があることを理由にサービスの提供を拒否する。

- ・ 障害当事者を無視して、介助者や付き添いの者のみに話しかける。
- ・ 車いすや補助犬の入店を断る。

また、令和6年4月より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

【世田谷区の相談窓口】

障害福祉部障害施策推進課 障害者差別解消法専門調査員

(※月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 祝日、年末年始を除く)

TEL : 03-5432-2424

FAX : 03-5432-3021

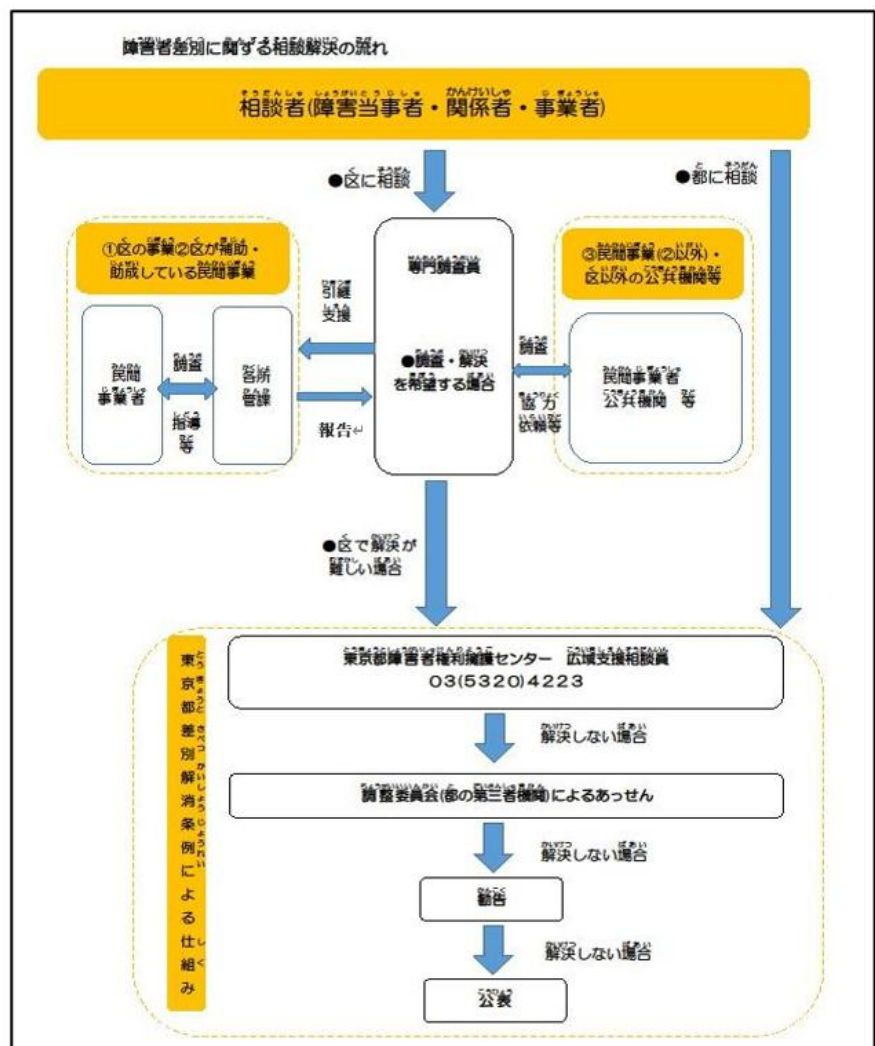
区の事業に関する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の提供については、事業を担当する各課にお問合せください。

国や都、民間の事業について、また、障害者差別解消法に関する全般的な事項については、下記にお問合せください。

障害福祉部障害施策推進課
計画担当

TEL : 03-5432-2958

FAX : 03-5432-3021



(5)感染症や災害時の業務継続に向けた取り組みについて

近年、生活に多大な影響を及ぼす感染症や、台風・大雨による浸水などが発生しており、身近なところでいつ感染症や災害に遭遇するか分からない状況です。令和3年の障害者総合支援法の改正では「災害や感染症の発生時も含めた支援の継続を見据えた対応」が盛り込まれ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では業務継続に向けて感染症や災害への対応力の取り組みが強化されました。

いざという時に誰がどのように障害のある方を守るのか、日頃サービス担当者会議や訪問時にご本人や支援者等の関係者間で対応を協議し共有しておきましょう。



業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

14

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)より

●業務継続計画（BCP）とは

感染症や災害が発生した時に、利用者へのサービス提供を継続する為、そして非常時の体制で早期に業務を再開するための計画の事です。2024年度の報酬改定から障害福祉サービス事業所に策定が義務化されました。また策定していなかったり、必要な対応を行っていない場合に適用される「業務継続計画未策定減算」が新たに新設されました。

●ICT

障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】 ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、 必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内 等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする

【出典】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（2/6）

●相談支援人材の確保及びICTの活用について

・市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。

機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。

居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。

離島等の地域において（継続）サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

【出典】厚生労働省・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（3/8）今井貴士氏資料

☆世田谷区「メール配信サービス」(要登録)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/002/d00124762.html>

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02002/7714.html>

(<https://mail.cous.jp/setagaya-mail/>)

☆区民行動マニュアル マップ版・防災カード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00028764.html>

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/610.html>

☆世田谷区防災マップアプリ⇒

(令和5年12月末をもって運用終了。世田谷区防災ポータルサイトとして運用開始)

<https://setagaya-bousai.my.site.com/>

☆一時（いっとき）集合所、広域避難場所、避難所等一覧（世田谷区の避難所一覧）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/010/005/001/d00128020.html>

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/5455.html>

また、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に対応する為にオンライン等のICTを活用した支援体制を整える必要があることから、令和3年度の報酬改定で下記のようにICTの活用が示されました。詳細については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.5（令和3年6月29日）に示されているので参考にしてください。

障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

○ 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



事項	対象サービス	内容
委員会・会議等		
感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
日中活動支援加算（新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
支援計画会議実施加算（新設）	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
定着支援連携促進加算（新設）	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
居住支援連携体制加算（新設）	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等		
雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

これにより、電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）による情報処理の用に供される物の活用が認められ、電子メールなどで、相手のパソコン等のフォルダに電磁的記録を送信する方法等が示されており、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」に則り対応する限りにおいて、メールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等）は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められるようになります。

7. 障害福祉サービス

(1)障害者総合支援法における相談支援とは

【総合支援法第五条第 18 項】

この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

【児童福祉法第六条の二の二⑥】

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

【用語の説明】

① 基本相談支援とは

日常生活に何らかの課題を持っている当事者・家族、介護者等からの相談に応じ必要な情報提供と助言を行い、必要であれば障害福祉サービス事業者等との連絡調整も行います。（総合支援法第五条第19項）

②地域相談支援の地域移行支援とは

施設や精神科病院等に入所している障害者等が地域生活に移行するための住居の確保その他の地域における生活に移行に関する相談や便宜を提供します。（総合支援法第五条第20項）

③計画相談支援とは

「サービス利用支援」とは、障害者等に対して、サービス等利用計画案を作成し、サービスの支給決定がなされた場合には、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与すると共に、サービス等利用計画を作成することをいいます。（総合支援法第五条第22項）

（総合支援法第五条第23項）「継続サービス利用支援」とは、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行い、その結果に基づき、一、サービス等利用計画を変更すると共に、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行います。また二、新たな支給決定等給付変更が必要であると認められる場合においては、当該支給決定等に係る障害者または障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の推奨を行います。

④特定相談支援事業とは

総合支援法第五条第18項のとおりです。

⑤児童相談支援とは

利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者等を記載した「障害児支援利用

計画」を作成します。その後、計画相談支援と同様に定期的にモニタリングを実施し、「継続サービス利用支援」を行います。（児童福祉法第六条の二の二第7項、8項）

⑥セルフプランとは

サービス等利用計画等は相談支援事業者による作成が基本ですが、希望する場合には、ご本人やご家族、支援者が作成することもできます。これをセルフプランといいます。

セルフプランとは、支援の必要な人がご自身の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援内容をご自分で具体的に計画し、適切なサービス利用と効果的な問題解決のために作成するものです。ご本人やご家族（保護者）、支援者など、相談支援事業者以外の方が作成するサービス等利用計画案・児童支援利用計画案で、区役所の総合支所保健福祉課の窓口や世田谷区役所ホームページにあるセルフプラン様式を使って作成します。セルフプランは本人自ら作成する計画のため、相談支援事業者に依頼した場合に行われるサービス事業者との調整や定期的な計画見直し（モニタリング）はありません。

自分の望む暮らしを考える

望む生活や支援の全体像と支援目標、支援者の役割分担などを、ご本人（自分）やご家族、支援者等で作っていきます。



自ら管理・検証

生活全般の状況や福祉サービスの活用状況とその効果について本人や家族等が管理・検証します。



自己決定

本人の自己選択・自己決定を、家族や支援者等が手助けしながらサービス利用を考える事が大切です。

【計画相談との違い】

- ・サービス提供事業所との連絡・調整等を、自分あるいは本人や家族、依頼を受けた支援者等が行います。
- ・制度改正や新しいサービス事業所に関する情報収集を自ら行う必要があります。

サービス等利用計画案(セルフプラン)

18歳以上用

作成日 年 月 日

ふりがな	生年月日	年 月 日	歳	障害支援区分	区分
利用者氏名	ふりがな	続柄	世帯構成	電話番号	
作成者	世帯構成	電話番号			
こうありたいと思う暮らし	暮らしの課題				
【居宅介護系】	【日中活動系】	【居宅系、その他】			
☐ 身のまわりのことを手伝ってほしい ☐ 一人でできない調理や洗濯、掃除などを一緒にしたい ☐ 家事を手伝ってほしい ☐ 病院等につきそってもらいたい ☐ 家事や身の回りのこと、外出をてつだってほしい ☐ 外出につきそってもらいたい ☐ 視覚障害のため外出につきそいで代議や代筆をしてもらいたい ☐ 現在利用している福祉サービスを引き続き利用したい ☐ その他 ()	☐ 支援を受けながら活動したい ☐ 就労を自指して仕事の練習をしたい ☐ 支援を受けながら就労したい ☐ 簡単な作業などの活動がしたい ☐ 自立に向けた練習をしたい ☐ 現在利用している福祉サービスを引き続き利用したい ☐ その他 ()	☐ 家族と離れて暮らす体験をしたい ☐ サポートのある住まいで暮らしたい ☐ グループホームで暮らしたい ☐ 自立した生活を自指して練習したい ☐ 必要な時にサポートがあるところで泊まりたい ☐ 必要な時にサポートがあるところで日中過ごしたい ☐ 現在利用している福祉サービスを引き続き利用したい ☐ その他 ()			
サービス種類	希望する時間数	いつまで	サービス種類	希望する時間数	いつまで
☐ 身体介護 ☐ 家事援助 ☐ 通院等介助 ☐ 通院等乗降介助 ☐ 児童発達支援等包括支援	時間/月 時間/月 時間/月 時間/月 時間/月		☐ 重度訪問介護 ☐ 行動援護 ☐ 同行援護 ☐ 移動支援 ☐ 自立生活援助	時間/月 時間/月 時間/月 時間/月 時間/月	
☐ 生活介護 ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型	日/月 日/月 日/月		☐ 就労継続支援B型 ☐ 就労定着支援 ☐ 自立訓練(機能・生活) ☐ 短期入所 ☐ 日中一時支援	日/月 日/月 日/月 日/月 日/月	
☐ 宿泊型自立訓練 ☐ 共同生活援助 ☐ 施設入所支援		その他のサポート・留意事項	その他		
			区保健福祉課受理日	障害支援 担当者	

児童利用支援計画(セルフプラン)

①＜基本情報＞

ふりがな	生年月日	年 月 日	歳
児童(本人)氏名	住所	世田谷区	
ふりがな	連絡先	()	続柄
作成者・保護者氏名	日中連絡先	()	
セルフプラン提出にあたっての同意事項			確認 ☐
私は、児童通所支援等を受けるにあたって前記される「児童支援利用計画(案)」について、相談支援事業者に依頼するのではなく、自ら作成する計画案、「セルフプラン」による提出を希望します。			児童福祉課受領日
私は、セルフプランの場合、相談支援事業者に依頼した場合に行われるサービス事業等との調整や定期的な計画の見直し(モニタリング)が実施されないことなどについて説明を受け、理解しています。			

2本人・家族の情報

本人(自分)の生活リズム 起床:()時()分 就寝:()時()分 気になる点:() 保護者による、家庭内での介護や兄弟姉妹の育児など 介護:あり()・なし 兄弟姉妹の育児:あり()・なし その他の状況:()	家族構成と保護者の就労状況 家族構成:() 就労状況:() 本人(自分)の日中や夕方の活動 通園・学校:あり()・なし それ以外(習い事など):あり()・なし
---	--

③-1 本人(自分)の理解のために(複数回答可)

身近の自立や健康面で気になること ☐ 好きな物を食べすぎる・好き嫌いが多い ☐ 一人で身の回りのことができない・不器用 ☐ 夜眠れない・寝ていてもすぐ起きてしまう ☐ ()	お友達や学校のこと ☐ 人の名前や顔が覚えられない ☐ 一人で遊んでいることが多い ☐ 周りの人が何を言っているのか分からない ☐ ()
苦手なこと・困っていること ☐ じっとしてられない・長時間座ってられない ☐ 思っていることをうまく言葉で伝えられない ☐ たくさんの方がいるところが苦手 ☐ ()	大人になったら(希望する将来の生活) ☐ 色々なことを一人で出来るようになりたい ☐ 色々な人とたくさん話したい ☐ 好きなことをずっと続けていきたい ☐ ()

③-2 本人(自分)の考え(不問の場合は空欄可)

大切にしていること	本人が好きなこと・得意なこと(趣味・特技)

③-3 本人に関する保護者の考え

大切にしていること	本人が好きなこと・得意なこと(趣味・特技)

裏面あり

④希望すること・必要なこと

自由記載	
5目標	(これから1年間でめざすこと、こうありたいと思うこと)
自由記載	

6＜週間計画＞

	月	火	水	木	金	土	日
6:00							
9:00							
12:00							
15:00							
18:00							
21:00							
サービス提供によって実現する生活の全体像							
主な日常生活上の活動							週単位以外のサービス

7＜希望するサービス＞

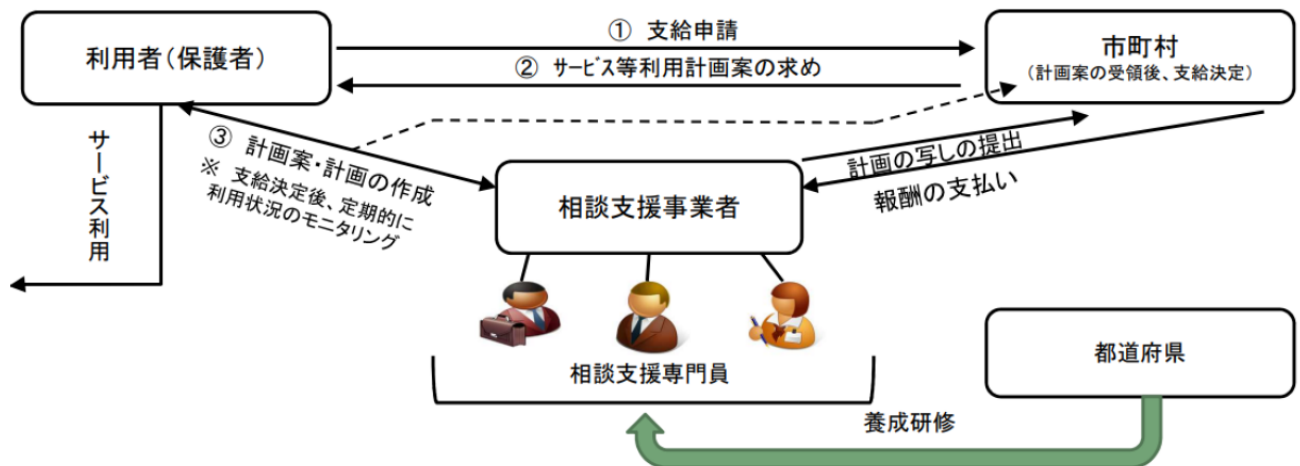
【日中活動系】		【居宅介護系】	
サービス種類	回数・時間	サービス種類	回数・時間
☐ 児童発達支援	日/月	☐ 身体介護	時間/月
☐ 居宅訪問型児童発達支援	日/月	☐ 家事援助	時間/月
☐ 医療型児童発達支援	日/月	☐ 通院等介助	時間/月
☐ 放課後等デイサービス	日/月	☐ 行動援護	時間/月
☐ 保育所等訪問支援	日/月	☐ 移動支援	時間/月
【その他】		【その他】	
☐ 短期入所	日/月		
☐ 日中一時支援	日/月		

(2)計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

①計画相談利用について

障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要となります。（※児童福祉法に基づく障害児支援については「障害児支援利用計画」になります。）

(利用プロセスのイメージ)



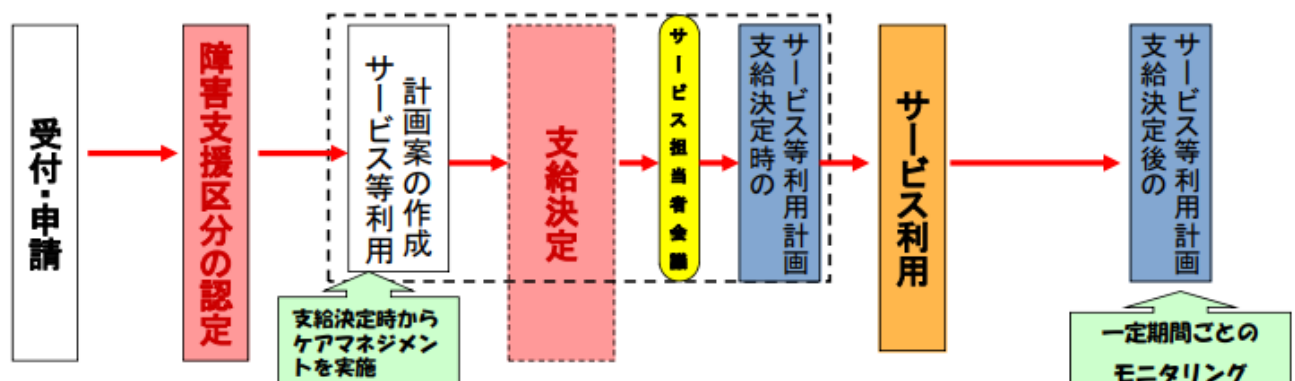
②支給決定プロセスについて

市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。

- ※ 上記の計画案に変えて指定特定相談支援事業所以外の者（本人・家族等）が作成する計画案（セルフプラン）の提出でも可能。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービス利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

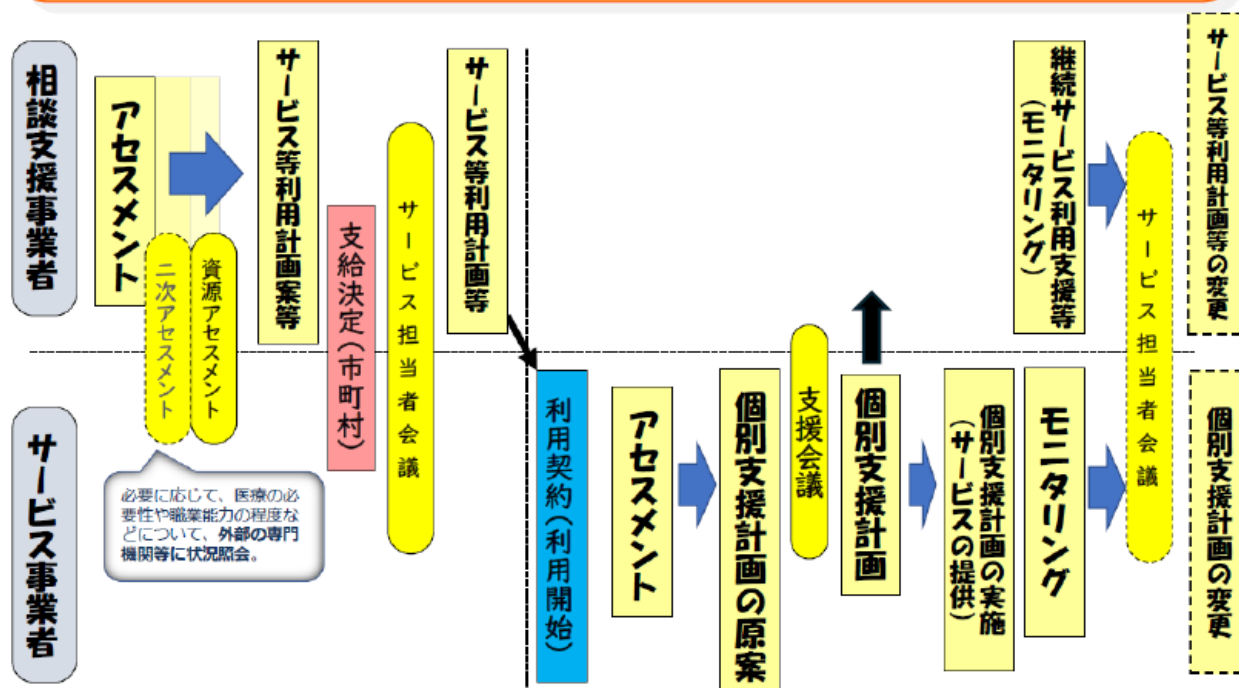
- ※ 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（通所サービスもあわせて計画する場合は、指定障害児相談支援事業者が一体的に作成）



	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域相談支援のみ	○	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービス及び介護保険制度のサービス	○	×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	×	×
障害児	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	○
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	○

移動支援や日中ショートステイなどの地域生活支援事業のみ利用する場合は、計画相談は必要なく、計画相談の報酬請求には該当しません。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係



※点線枠部分は、必要により実施

(3)終結について

相談支援専門員にとって、「終結」とは、一般的に思い浮かぶのは、契約の終了、つまり、利用者の転居や遠方の施設入所、死亡により支援ができない状況になった場合が挙げられることでしょう。

しかし、利用者の状況は変化がないように見えるけれど、少しずつ変わっているところがあります。その変化をモニタリングで捉えて計画変更を行う中で、相談支援専門員が考える「終結」とは何か。

【障害福祉サービスを使用しなくなったとき】

- ①利用者の状況が著しく改善した時
- ②利用者の心理的機能が著しく改善した時
(利用者の状況に変化はないが、不安なく生活できる状態)
- ③サービス等利用計画の目標が達成された時
※ご本人の状況が改善した時を「終結」と捉えて、ご本人と共に次の目標を決めていくことが大切です。
- ④利用者が死亡した場合

相談支援の「終結」の概念

○計画目標の達成を終結の基準(岡村 1983:148)

○目標が達成されるということとクライアントの課題が解決したということは同じではない

「終結段階ではクライアントの目標が必ずしも達成される必要はない」(Goldsteinら1999)

○「クライアントの問題が完全に除去され、すべて解決しているとは限らないが、クライアントが問題と上手につきあい、援助から離れても、その人なりに生活することが可能となれば、援助関係の終了を検討する」

相談支援の積極的・消極的終了

○積極的終了

「生活問題が具体的に解決し、クライアントによる主体的な生活形成が可能となる積極的な終了時期」

○消極的終了

「クライアントが問題を認識しているか否かにかかわらず、福祉サービスの援助を拒否し関係が遮断してしまうような消極的な終了時期」

※「将来的にはなんらかの理由で援助が再開する可能性を含んでいる。クライアントが死亡して援助が終結する以外は、……一次的終結と考えるべきである」

相談支援の終結後の関係性

○「終結や中断は、一区切りであり、関係自体は永続的なのである」(岡野 2016)

○SwとCLは、専門職業的な関係「より統制され目的」「機能を遂行するための手段」 Aptekar(1968)

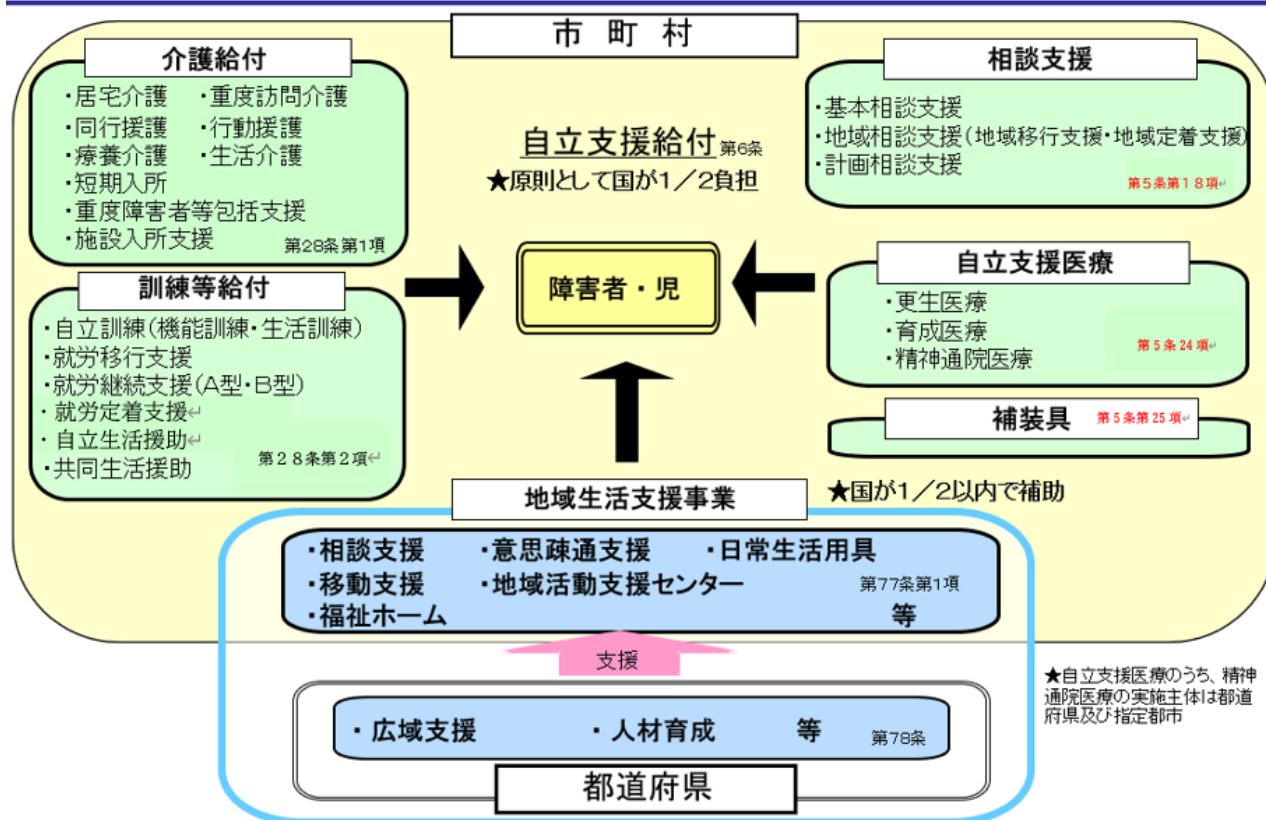
○「すべての専門的關係には、それを個人的關係から区別する共通要素がある」 Pincusら (=1980: 104-105)

○「援助の目標達成という一定の目的と範囲に従って取りむすべき関係」 岡村(1983)

【出典】日本福祉大学 綿祐二教授「基本相談スキルアップ研修」資料

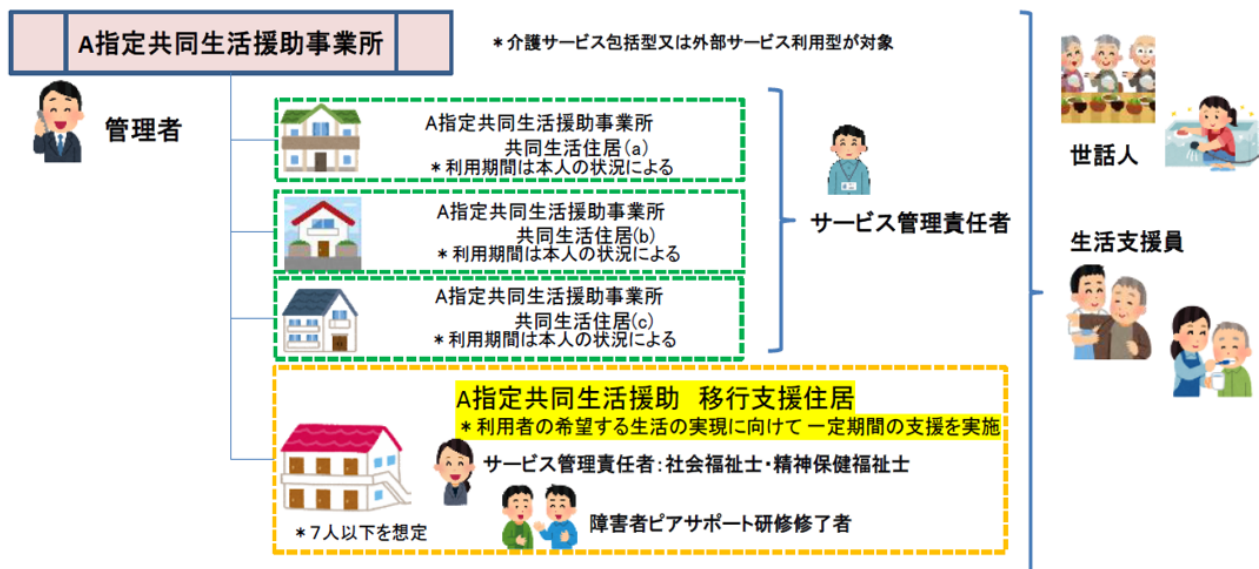
(4)障害者総合支援法の福祉サービス

障害者総合支援法の給付・事業



グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援(移行支援住居)

- 共同生活援助を一定期間利用した後に一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する、共同生活住居単位での支援の仕組み(移行支援住居)
- ・ サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスへの関与
- ・ 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施
- ・ 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行う



グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実 R6報酬改定

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

- 【現行】自立生活支援加算 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度
- 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 *6ヶ月。個別支援計画を見直しの上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
- (現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
- (新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/月 *移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
- ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

- 【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 *自立支援加算(Ⅲ)に加算
- 【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回(月1回を限度) *自立支援加算(Ⅰ)に加算
- *移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

- 【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 *退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
- 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 *退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援



(5)障害者総合支援法のサービス内容と対象者

介護給付（障害に起因する、日常生活上継続的に必要な介護支援を提供します）

自立支援給付 受給者証は「青色」です。										
サービス	内容		障害	障害支援区分						
				非	1	2	3	4	5	6
				○利用可、×利用不可、△要件あり						
居住介護 (ホームヘルプ)	①身体介護…自宅での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 ②家事援助…調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。		身・知 精・難	×	○	○	○	○	○	○
	③通院等介助 (身体介護あり)	通院等に伴う移動の介助、通院先での受診の 手続きを行います。	身・知 精・難	×	×	△				
	③通院等介助 (身体介護なし)		身・知 精・難	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	常時の介護が必要な重度の肢体不自由者や知的・精神障害により行動上著しい困難を有する人を対象に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 また病院、介護老人保健施設等に入院・入所している人に対し、意思疎通等、必要な支援を行います。		身・知 精・難	×	×	×	×	△		
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行います。		身・一 一・難	△						
行動援護	知的・精神障害により、行動上著しい困難を有する人を対象に、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。		一・知 精・一	×	×	×	△			
重度障害者等包括支援	常時介護が必要であり、その程度が著しく高く、また意思疎通に著しい困難を有する人を対象に、居宅介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立支援、就労継続支援など複数のサービスを包括的に提供します。		身・知 精・難	×	×	×	×	×	×	△
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		身・知 精・難	×	○	○	○	○	○	○
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動、生産活動の機会を提供します。		身・知 精・難	×	×	○※	○	○	○	○
			※区分2は50歳以上の場合に限り利用可							
療養介護	医療と常時介護が必要な人を対象に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、生活支援を行います。		身・知 一・難	×	×	×	×	×	×	△
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間のケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ食事の介護等を行います。		身・知 精・難	×	×	○※	○※	○	○	○
	※1 年齢が50歳以上の方は区分2で利用可（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3） ※2 併せて施設入所支援を利用する場合は区分4以上									

訓練等給付（障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間訓練的支援を提供します。※障害支援区分の要件はありません。）	サービス	内容
	自立訓練 (機能訓練)	身体障害者 を対象に、自立した生活を営めるよう身体機能・生活能力の向上に資する訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	精神障害者や知的障害者 を対象に、自立した生活を営めるよう身体機能・生活能力の向上に資する訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人 に、就労に必要な知識の習得及び能力向上のための訓練を一定期間行います。（65歳未満の者）
	就労継続支援A型（雇用型）	一般就労が困難な人で、 雇用契約に基づく就労が可能 な人を対象に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。（利用開始時に65歳未満の者）
	就労継続支援B型（非雇用型）	雇用契約に基づく就労が困難な人を対象に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応する為の支援を行います。
	自立生活援助	障害者施設等や病院から退所（退院）して地域で単身生活を始める人、同居している家族等が障害や疾病等のため支援が見込まれない状況にある人などで、生活の自立にあたって支援を必要としている人を対象に、定期的な訪問や連絡を受けての随時訪問等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居でのサービスを提供 ①介護サービス包括型 夜間や休日に、協働生活を行う住居で、入浴・排泄・食事等の介護等を行います。 ②日中サービス支援型 24時間体制で常時の支援体制を確保し、利用者の状況に応じた地域生活の援助等を行います。 ③外部サービス利用型 夜間や休日に月、相談及び日常生活上の援助、介護サービスの手配を行います。（身体障害者は、65歳未満または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある者に限る）

【自立支援医療】		
心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。		
自立支援医療	精神	精神通院医療 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、 通院による精神医療 を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。
	身体	更生医療 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その 障害を除去・軽減する手術等 の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
	児童	育成医療 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その 身体障害を除去、軽減する手術等 の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、 生活の能力を得るために 必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

補装具	障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ、長期継続して使用される義肢、装具、車椅子等の購入費・修繕費等の給付を行います。
-----	---

計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画案を作成し、区による支給決定後に、サービス提供事業者等と連絡調整を行い、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切かどうかを、の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設や精神科病院、保護施設、強制施設等に入所、入院している人を対象に、住居の確保や地域における生活に移行する為の活動に関する支援を行います。
	地域定着支援	居住で単身生活する人、または同居している家族等が障害・疾病等の為、緊急時等の支援が見込まれない状況にある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談、連絡調整、緊急訪問など必要な支援を行います。

【地域生活支援事業】 区市町村が創意工夫し、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することによって、障害者（児）の自立を支援する事業です。			
地域生活支援事業	サービス	内容	
	移動支援	外出時の移動を支援します。	
	地域活動支援センター	創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	区内に3カ所あります
	日中ショートステイ（日中一時支援）	日常介護にあたる人の疾病や休養の場合等に、日中の一時的な保護を施設で行います。	【対象】区分1以上
	訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な障害者に対し、巡回入浴車による訪問入浴サービスを行います。	
	自動車運転免許取得・改造費助成	障害者の自動車運転免許取得の費用の一部・運転車両の改造費の一部を助成します。	
	点字・声の広報等発行	広報誌「区のおしらせ せたがや」「区議会だより」のテブ版等を無料で送付します。	
	手話奉仕員養成研修	手話講習会を開催します。	
福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により過程において生活することがこんな18歳以上の身体・知的障害者を対象に、低額な料金で居室を提供すると共に、日常生活に必要な支援を行います。		

児童福祉法のサービス内容と対象者

【障害児通所支援】 児童に対して、身近な地域で通所による支援を提供します。			
サービス	内容		
児童発達支援	未就学児の児童を対象に、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、集団生活に適應することができよう、障害児の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じて指導及び訓練を行うサービスです。		
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体感機能障害のある児童に、医療型児童発達支援センターや医療機関で児童発達支援や治療を行います。		
放課後等デイサービス	就学している児童に、授業の終了後または休業日に、通所施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。		
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で通所することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行います。	【対象】 重症心身障害児等の重度の障害児	

保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	【対象】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、その施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
【障害児入所支援】 児童に対して、施設入所による支援を行います。		
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する身体・知的・精神に障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。	
医療型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児に対して保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。	

詳細につきましては、「障害者のしおり」をご確認いただく他、各総合支所保健福祉課の担当者にお尋ねください。

8. 障害福祉サービスと介護保険

(1) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等

障害福祉サービスと介護保険

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。

○介護保険サービス優先の考え方

一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断する。

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

○市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみにによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能。

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみにによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る）。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

「平成26年3月障害保健福祉関係主管課長会議」

○障害福祉サービス固有のサービス

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

○障害福祉サービス固有のサービスと認められる者を利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能。

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

○補装具費と介護保険制度との適用関係

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成27年通知）

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

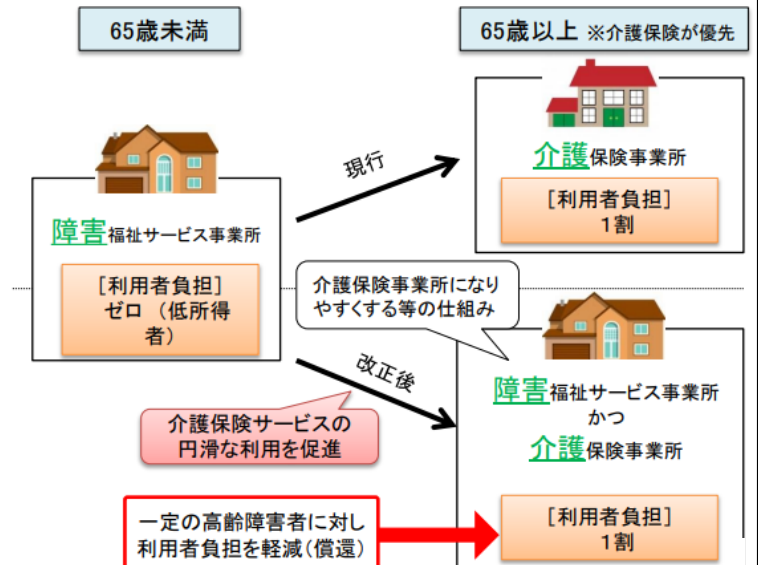
具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者
(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



(2)障害者総合支援法と介護保険法の違い

 事前に障害→介護保険の移行会議開催が望ましい。(相談支援専門員が招集) 情報の引継ぎや、移行するサービス、移行できないサービス、上乗せなどの確認をする。				
	相談支援専門員	保健福祉課 障害支援担当	あんしんすこやか センター	介護支援専門員
～3ヶ月前 までに	本人に介護保険サービスへの移行について説明し、意思確認する。 保健福祉課にモニタリング増回の相談をする。	必要に応じて、補装具関係など、具体的なサービス内容の確認 モニタリング実施の相談	相談支援専門員から依頼があれば、介護保険制度(費用ほかサービス全般)について本人に説明	
3ヶ月前	介護支援専門員への情報提供・引継ぎ		介護保険認定申請支援 居宅介護支援事業所選定支援	契約・アセスメント
1.5ヶ月前		上乗せ部分の相談		認定結果を確認 ケアプラン原案を作成し、保健福祉課に上乗せ部分について相談
直前	サービス担当者会議 (介護支援専門員が招集)	必要に応じてサービス担当者会議に出席	必要に応じてサービス担当者会議に出席	サービス担当者会議 (介護支援専門員が招集)
65歳	障害福祉サービスを継続して利用する場合、引き続き計画作成を行うこともある			介護保険のサービス提供開始

障害者総合支援法

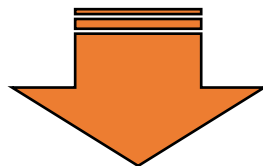
障害者および障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第一章総則 第一条

介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかる給付を行うため、国民の共同連携の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第一章総則 第一条



双方とも原因は異なるものの何らかの障害がある者に対し、その有する能力を最大限活用した上で、本人が安心して自立した生活を営めるように支援することが目的です。

制度は異なるものの、根本にある考え方は同じです。

(3)障害福祉サービス利用と介護保険サービス利用の違い

障害

障害福祉サービス等は、**認定日から**の利用になります。

利用申請

ご本人・ご家族が、**保健福祉課障害支援窓口**で直接（郵送可）申請を行う。

《障害支援区分の認定》→申請から1～2か月程度かかります。

- ・訪問での認定調査
- ・主治医による医師の意見書
(区障害担当から主治医に提出依頼をします)

障害者支援区分認定審査会

障害支援区分

区分1から区分6

暫定支給決定

自立支援給付

介護給付

訓練等給付

応能負担

利用者負担段階区分			負担上限額（月額）			
			障害者		障害児	
			居宅・通所	入所施設等	居宅・通所	入所施設等
一般2	住民税	所得割16万円 （障害児は28万円）以上	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円
一般1	課税世帯	所得割16万円 （障害児は28万円）未満	9,300円		4,600円	9,300円
低所得2	住民税非課税世帯		0円			
低所得1						
生活保護	生活保護受給世帯		0円			

○相談支援事業所との契約

※セルフプランを自己作成することも可

サービス等利用計画書の作成

支給決定

サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画の作成

★支給量の調整が必要なサービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

※移動支援の利用には障害支援区分は不要ですが、利用に際しては居宅介護等と同様に支給量の調整が必要です。

★障害支援区分の認定が必要なサービス

介護給付

★障害支援区分の認定が不要なサービス

訓練等給付

※共同生活援助（グループホーム）は必要な場合もあります。



介護保険は、**申請日から**利用が可能ですが、暫定ケアプランが必要となります。

利用申請

ご本人・ご家族が、**保健福祉課地域支援窓口**で直接（郵送可）申請を行うか、あんしんすこやかセンターで代理申請ができます。

《介護認定》→申請から1ヶ月程度かかります。

- ・訪問での認定調査
- ・主治医による医師の意見書
(区高齢担当から主治医に提出依頼をします)



介護保険認定審査会

区分	単位	金額	保険給付等	ケアマネジメント契約
非該当			地域支援事業	
要支援 1	5,032	57,365円	予防給付	あんしんすこやか センター
要支援 2	10,531	120,053円		
要介護 1	16,765	191,121円	介護給付	居宅介護支援事業所
要介護 2	19,705	224,637円		
要介護 3	27,048	308,347円		
要介護 4	30,938	352,693円		
要介護 5	36,217	412,874円		
世田谷区は1級地のため単価×11.40で計算しています。				
所得に応じて1割から3割自己負担				

ケアプランの作成

介護サービスについての情報提供を利用者に行い、
区分認定の単位内で利用できるサービスや事業所を組み合わせます。



相談支援専門員とケアマネージャー

介護保険においてケアプランの作成からその確認と調整（サービス利用に向けた調整と確認）はケアマネージャー（居宅介護支援事業所）が中心に行いますが、障害福祉サービスではその役割は本人及びその家族か相談支援専門員が担います。

さくら証

世田谷区では、所得が低く、生計が困難である方を対象に、介護サービス等の利用者負担分の一部を軽減する、「生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業」を実施しています。

軽減を受けるには、区への申請手続きが必要です。

申請についてはお住まいの地域の総合支所保健福祉課地域支援担当まで。

障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

1	障害福祉サービス	高齢（介護保険）
外出支援	通院等介助 通院時または、院内での支援を行います。 （移動時の介護、院内での食事及び排泄介助等）	通院等乗降介助 通院等のため、訪問介護員等が自らの運転する介護タクシー等への乗車または降車の介助を行うと共に、乗降前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先若しくは外出先での受診等の手続きを行います。
	通院等乗降介助 通院時、福祉タクシー等の乗降における支援を行います。	
	同行援護 視覚障害者に対して外出時の情報提供等の支援を行います。 （通院、銀行、役所、買い物、余暇活動等）	該当なし
	行動援護 知的または精神障害者に対して外出時の危険回避のための支援を行います。（移動、排せつ、食事介助等）	該当なし
	移動支援 屋外での移動に制約がある障害者等が社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする際に必要となる介助を行います。 （例）買い物、理美容、サークル活動等	該当なし

◆介護保険でできる外出介助の範囲について

<ルール> ・利用者の日常生活上必要が認められる援助 → 適切

・ヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないもの → 不適切

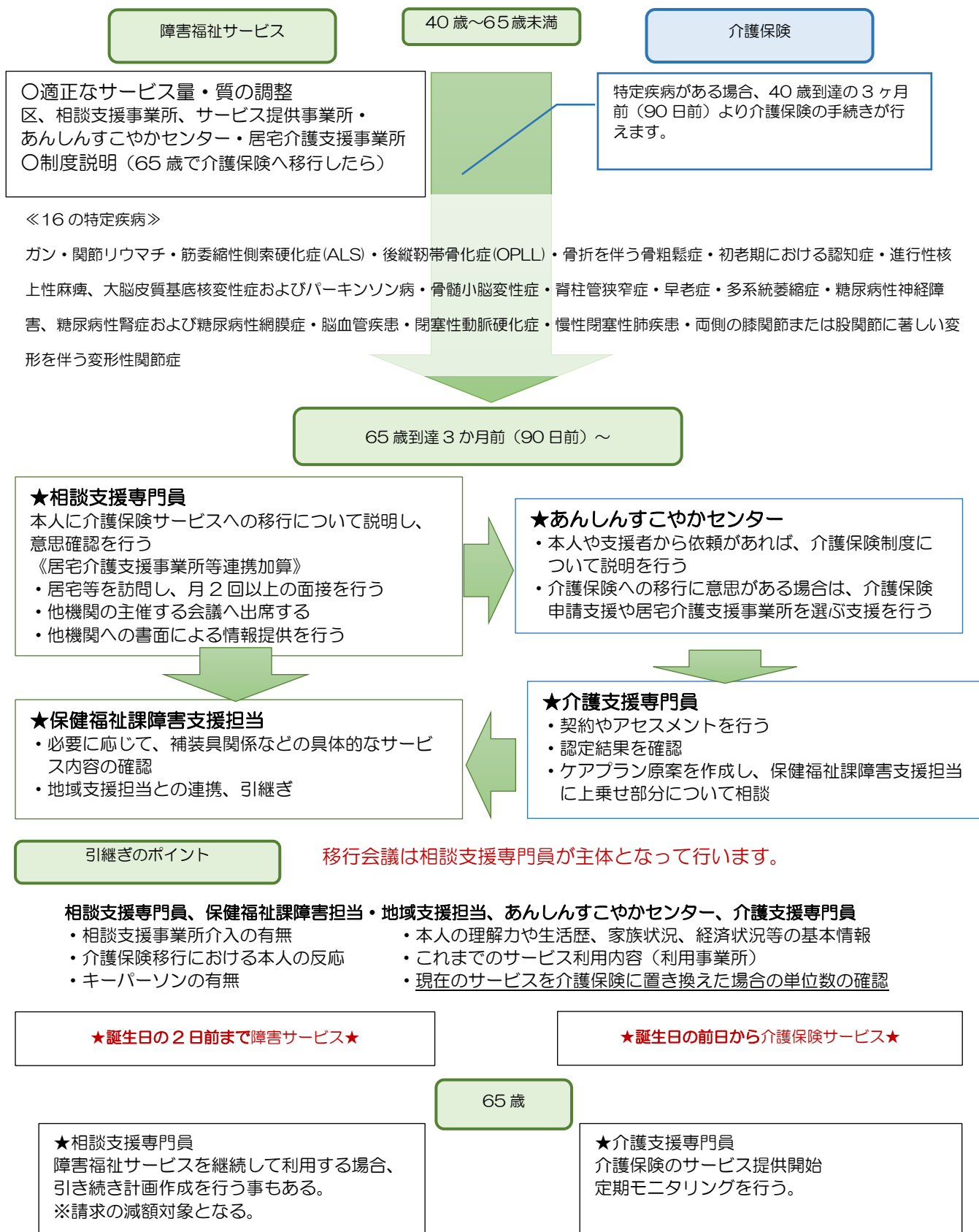
適切	不適切	条件により可能
通院（※１）、買い物（※２）、散歩同行、選挙の投票所に行く為の介助 家族への見舞（頻繁でない場合） など	ドライブ、カラオケ、パチンコ、観劇 お墓参り、冠婚葬祭、外食、 お祭りなど地域の行事への参加 など	介護保険施設等の見学（※３） 行政機関への届出（※３） 通所系サービスの送迎（※４）
※１ 原則として医療機関内での介助は除きます。 ※２ 日用品・生活必需品が対象となり、趣味嗜好に関するものは除きます。 ※３ 原則、家族が行います。家族による付き添いや介助ができない状況の時に限り利用可能です。 ※４ 原則、算定できません。しかし、利用者本人の心身状況が認知症等により常に移動中の見守り介護が必要または地理的状況により介助が必要とされるなど、サービス提供事業所による利用者への対応が困難な場合に限り利用が可能です。		

※障害では「社会通念上認められる外出には移動支援の利用可」ということで、ご本人の健康やモチベーションの維持向上や生きがいを目的とした支援がある場合でも、介護保険では利用できるサービスがないものもあります。その為、65歳前から移動支援など「横出し」を考慮しながらサービス調整をしていく必要があります。

2	障害福祉サービス	高齢（介護保険）
自宅内での支援	【居宅介護】 在宅生活を支援する基本的なサービス 生活全般にわたる援助を行います。	【訪問介護】 居宅サービスのひとつ 日常生活上の援助を行います。
	身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。（例）入浴介助、排せつ介助等 ×単なる見守りおよび外出時の介護は含みません。	身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護です。（例）入浴介助、排せつ介助等
	家事援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援します。	生活援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理、ゴミ出しといった日常の家事を支援します。 《条件》 ・一人暮らし ・同居家族による支援が困難で支障がある場合
3	障害福祉サービス	高齢（介護保険）
日中活動	生活介護 常時介護を要する利用者に対し、施設等において、入浴及び排泄等の介助を行い、併せて生産活動や創作活動の提供を日帰りで行います。	通所介護（デイサービス） 事業者が自宅まで送迎し、入浴、昼食、おやつ、レクリエーション、基本的なリハビリテーションを行います。 ●介護予防通所介護 要支援の人が利用できる通所介護 ●認知症対応型通所介護 認知症の人に適した運動やレクリエーションを行います。

(4)障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行

障害福祉サービス利用者が65歳で介護保険サービスを開始する場合の、基本的な流れをまとめました。利用者の状況によって変わりますので、担当者間で確認して進めてください。



一律に介護の件サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ**、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成 19 年通知）」

★事前確認ポイント！

- ・「介護保険給付に移行できるもの」と「介護保険給付ではカバーされないので障害福祉の自立支援給付として受け続けるもの」＝「上乗せ」サービス
- ・「介護保険給付に移行してからも現在利用中の事業所のサービスを継続利用できるもの」（※ 1）と「できないもの」＝「横出し」サービス
- ・介護保険に無いサービスで引き続き障害福祉サービスを利用するもの

※ 1 平成30年4月より、介護保険と障害福祉の両制度に新たに「共生型サービス」が創設されました。これは障害サービス事業所が介護保険の共生型サービス事業所の指定を受けることで、介護保険サービスを提供できるようになるもので、障害福祉サービス利用者が65歳になっても引き続きサービスが受けられるようになります。

対象サービス：訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活 介護

相談支援専門員として・・・

長年障害福祉サービスを利用してきて、65 歳になったことで「介護保険優先原則」の対象となった利用者は、環境の激変に直面することになります。事業者の切り替えを余儀なくされるというのは、日常生活を取り巻く「なじみの関係」を一変させる大事件ですし、まったく異なるルールを受け入れることは、高齢障害の方にとってたやすい事でないのは想像に難くないでしょう。

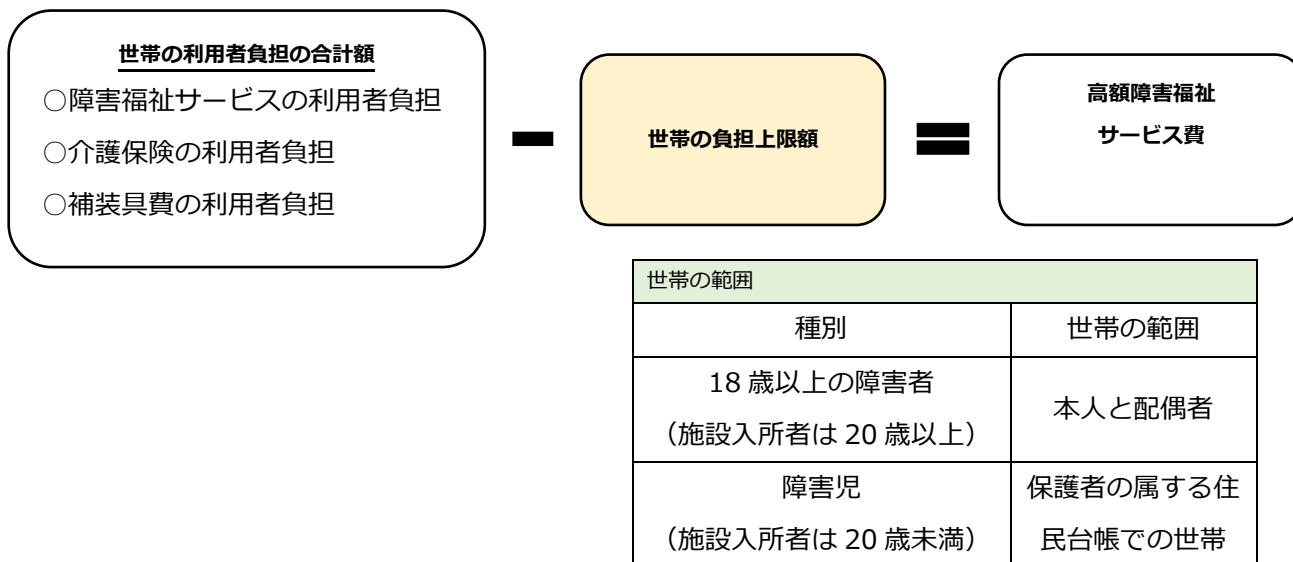
相談支援専門員としては、ご本人の戸惑いや制度への割り切れない思いを受け止め、それまでの関係性で得た利用者の希望や意向をケアマネージャーに伝え、利用者の不利益にならないように支援にあたる必要があります。

(5)高額障害福祉サービス給付費

高額障害福祉サービス費は、1ヶ月あたりの障害福祉サービス費（介護保険や補装具費の利用者負担含む）の利用者負担が著しく高額であるときに、負担上限額を超える金額が支給されます。

【該当するケース】

- ・同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数人いる場合
- ・障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する人がいる場合



新高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービスを「負担なし」で利用していた障害者が、65歳に達して介護保険第1号被保険者となり、1割負担の介護保険サービスを利用することとなった場合は、市町村に申請手続きをとることで、**一旦事業者を支払った利用者負担額が後日還付**されます。

＜条件:次の4要件すべて満たしていること＞

- ①**65歳以前の5年間**にわたり障害福祉サービスのホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの支給決定を受けていて、介護保険移行後に同種の介護保険サービスを利用すること。
- ②利用者とその配偶者が**市民税非課税者**または**生活保護受給者**であること。
- ③65歳到達前の**障害区分が2以上**であること。
- ④65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

(6)生活保護受給者で介護扶助の場合 ～みなし2号への対応～

「**みなし2号**」の人に対する介護サービスは、生活保護法による介護扶助よりも、障害者総合支援法による「**自立支援給付**」の方が優先されます。

自立支援給付からの介護サービスだけでは量や種類という点で利用者のニーズを満たせない場合に限って、介護扶助によるサービスが提供されます。

「みなし2号」の人に対する介護サービスは、生活保護課、障害福祉担当、介護保険担当という異なる領域の担当者が分担・連携・協働しながら提供することになります。

○みなし2号とは・・・

生活保護被保険者の40歳以上65歳未満の方で、介護保険対象となる特定疾病に該当する方

「みなし2号」の方への計画作成		
自立支援給付のみの場合	介護扶助からも自立支援給付からもサービスを入れる場合	介護扶助のみの場合
相談支援事業所の相談支援専門員が「サービス等利用計画」を作成する。	①～③のいずれかで対応する。 ①ケアマネージャーが障害福祉サービスの分も含めたケアプランを作成する。（注1） ②相談支援専門員が「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネージャーが「ケアプラン」を作成する。 ③相談支援専門員の資格を持つケアマネージャーが両方の計画を作成する。 （計画相談の報酬は減算となる）	ケアマネージャーが介護扶助によるサービスに係る「ケアプラン」を作成する。
注1）障害者総合支援法第二十二條第5項に基づく「セルフプラン」での扱いになる。		

9. 世田谷区の相談支援専門員スキルアップ

(1) 自己研鑽と仲間づくりのすすめ

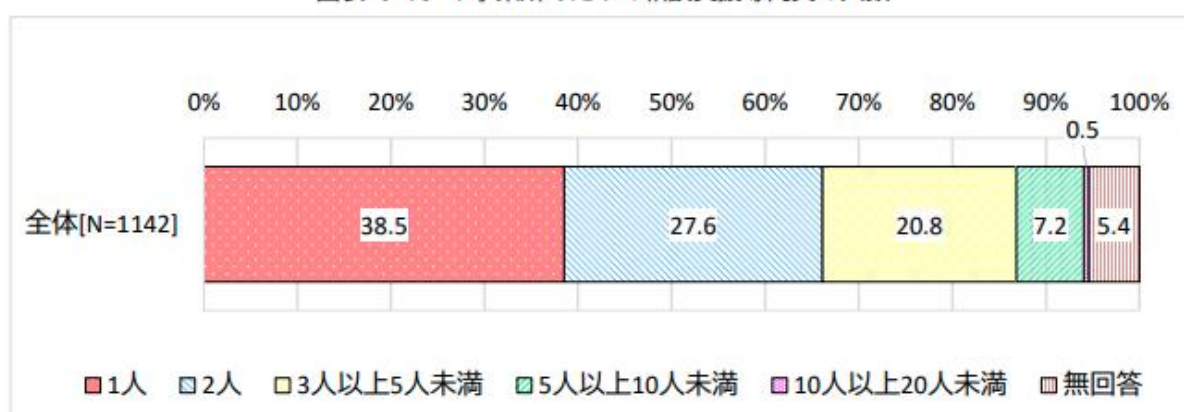
福祉の仕事はマニュアル通りに自分の力が発揮できる場面は少ないです。知り得た知識がそのまま実践で活用できるわけでもありません。また、制度も3年ごとに改定されるなど、常に新しい情報を収集していく必要があります。

世田谷区では（２）相談支援専門員のキャリアラダー、（３）世田谷区障害者相談支援体制の人材育成と質の向上に向けた取り組み、を作成したので、これらの流れに沿って自己研鑽していただけると幸いです。

しかし、現場で計画相談を行うと「サービスありき」の計画に追われてしまいがちとなり「このままでよいのだろうか」と戸惑いつつも、立ち止まっているヒマも周りの人に聞けるヒマもなく、「孤立化」し、自分を守るために「あきらめ」を覚え、気づいたら「事務屋化」or「関係機関の御用聞き」になってしまっている、なんてことはありませんか？

長く利用者支援を続けるためにも、自分の学びを深めると共に、自らを守り、相談できる仲間を増やしていく事が大切であると考えます。

図表 6-15 1事業所あたりの相談支援専門員の人数

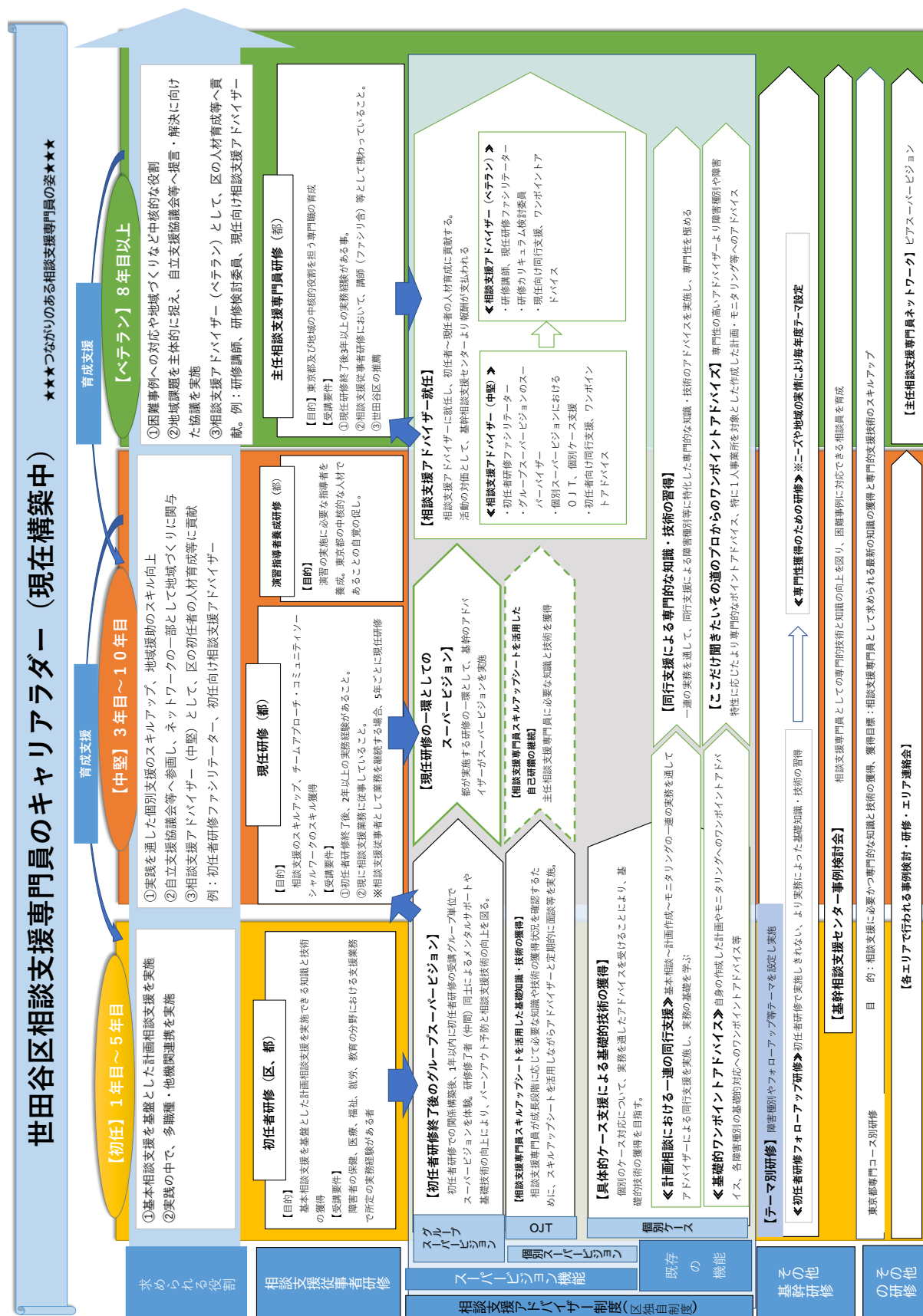


厚生労働省「相談支援専門員の担当研修の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査」より（H30 調査）

皆さんの周りに、相談や愚痴などなんでも話せる相談支援専門員の仲間はいませんか？困った時、誰かに相談したいことがあるかもしれません。

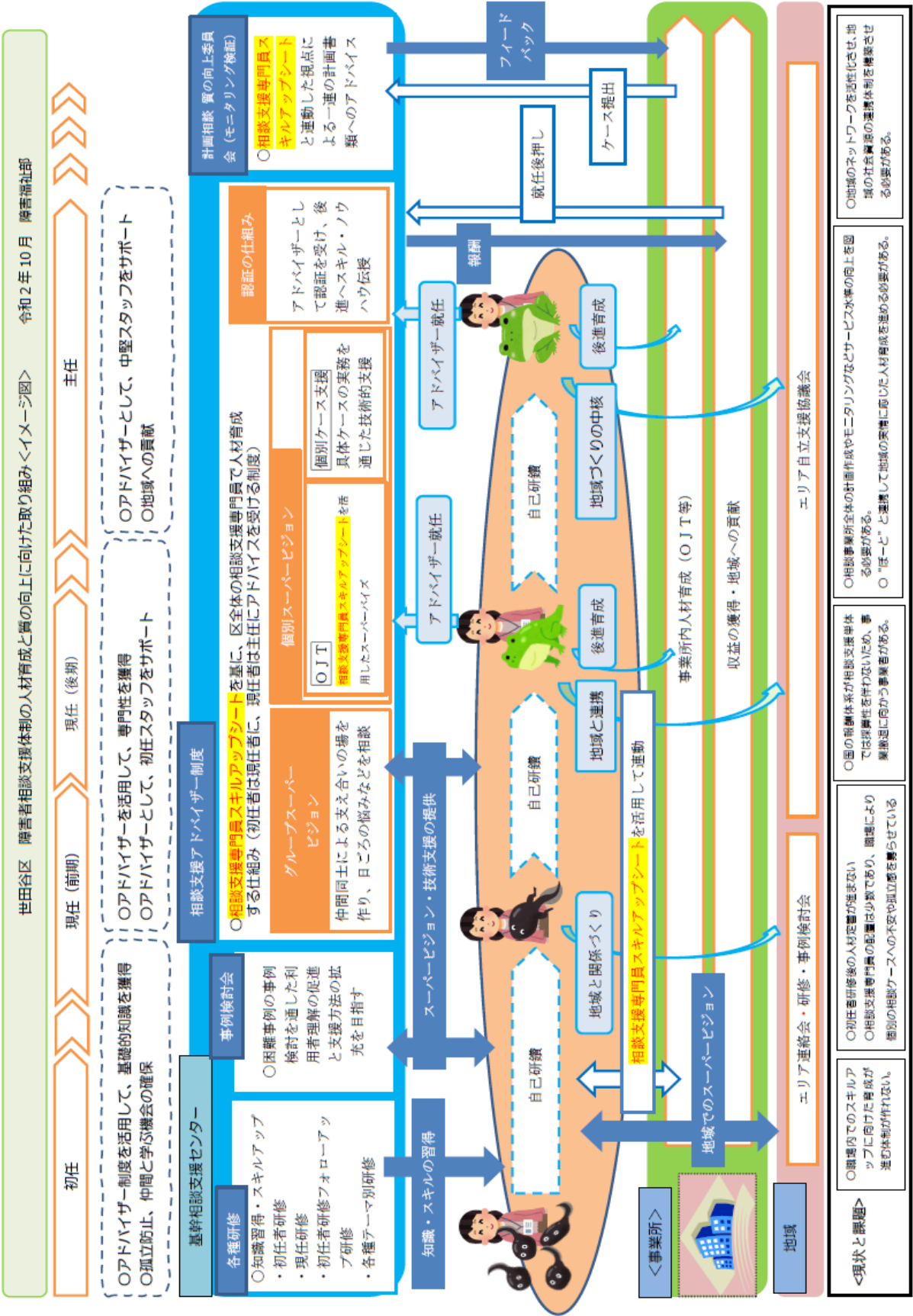
各エリアでは事業所連絡会を行っており、基幹相談支援センターでも研修や（４）相談支援アドバイザー制度などを行っていますので、顔をつなぐ場として活用していただければ幸いです。

(2)相談支援専門員のキャリアラダー



(3)世田谷区障害者相談支援体制の人材育成と

質の向上に向けた取り組み＜イメージ図＞





●相談支援アドバイザー制度利用者の声●

- ・初めての計画相談とのことで不安だったのですが、相談支援アドバイザーの方にインターネット場面から丁寧に関わっていただき、とても心強かったです。
- ・利用者の方にどう対応していいのかわからなかったのですが、面談の場面に同行して頂きアセスメントのポイントなどを伺うことができて勉強になりました。
- ・アドバイザー制度終了後のフォローアップでもアドバイザーの方に直接お会いして話すことができ、時間を経てから気づいた疑問など細かなことまで教えていただく事が出来ました。
- ・自分にとって支援した経験の無い障害種別でしたが、アドバイザーの方がついていていただけたこともあり、安心して相談支援業務を行うことができました。

「計画相談」での困りごとや、ひとり事業所なので不安があるという方
お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：世田谷区障害相談支援センター
(TEL) 03-6379-0644
<https://www.setagaya-kikan.org/>



WEB サイト

自らがついた！



相談支援アドバイザー制度

相談支援に関する豊富な実務経験を持つ相談支援アドバイザーが、計画相談や関係機関との連携などの相談支援業務での不安や悩みを持つ相談支援専門員の方に、スーパービジョンを通して一緒に考えていきます。



こんなことはありませんか？

- ・初任者研修は受講したけど…初めての計画相談なので不安だ。
- ・ひとり事業所なので、自分のやり方だけで続けていいのかわからない。
- ・経験したことのない障害種別なので、障害特性と対応方法を教えて欲しい。
- ・利用者との関係性で悩んでいるので一緒に訪問してアドバイザーに欲しい。
- ・勉強会を開きたいので講師をお願いしたい。

ぜひ相談支援アドバイザー制度を利用してください！

●対象者●

世田谷区内の指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所・指定一般相談支援事業所に所属している相談支援専門員

●利用料● 無料

●相談支援アドバイザー制度でできること●

- ・アドバイザーが同行訪問を行い、利用者や相談者に対応したノウハウやスキルをお伝えします。
- ・経験したことない障害種別の障害特性や利用者との関わり方をアドバイザーします。
- ・ご自身が作成したサービス等利用計画へのフリップボードアドバイザーを行います。
- ・地域や事業所内でのミニ研修や勉強会の講師をします。
- ・相談支援専門員のネットワークの場となります。

(4)相談支援アドバイザー制度

相談支援アドバイザー制度の全体像

グループスーパーバージョン

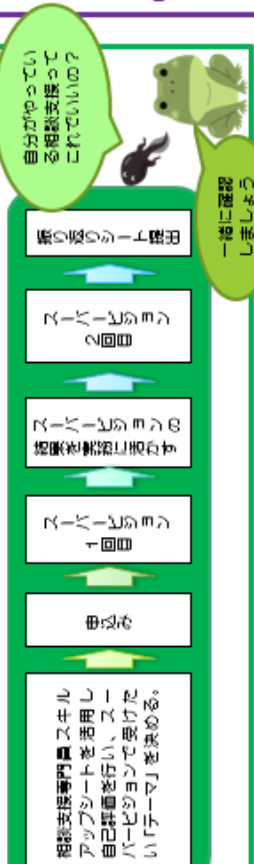
グループでのスーパーバージョンを通して、相談支援専門員としての経験が同じ者同士によるメンタルサポートや基礎技術の向上により、バーンアウト予防と相談支援技術の向上を図る。



初任者研修終了1年未満

(仮称)相談支援専門員スキルアップシートを活用した個別スーパーバージョン

相談支援専門員が成長段階に応じて必要な知識や技術の獲得状況を把握するために、(仮称)相談支援専門員スキルアップシートを活用しながらアドバイザーと定期的にスーパーバージョンを受ける。



初任者研修終了3年以内

個別スーパーバージョン

計画相談における一連の同行支援

計画相談の一連の業務(インテーク・アセスメント・プランニング・モニタリング)に相談支援アドバイザーが同行し、スーパーバージョンを実施する。

基礎的ワンポイントアドバイス

自身の作成したサービス等利用計画やモニタリングへのワンポイントアドバイスを行う。

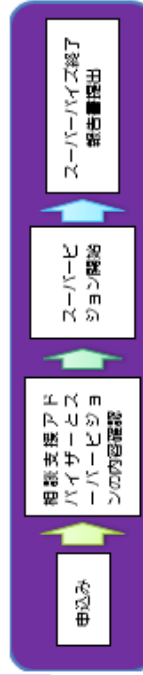
誰かアドバイスをくれないかなあ？
なんでも聞いてください

同行支援における専門的な知識・技術の習得

未経験の障害種別や専門性が必要な障害種別の対応を学ぶため、計画相談の一連の業務にアドバイザーが同行し、スーパーバージョンを実施する。

その道のプロからのワンポイントアドバイス

障害種別や障害特性に即じた、より専門的なワンポイントアドバイスをを行う。



くわんこく・専門性

未経験の障害分野だから教えて

専門性を獲得しましょう

地域でのアドバイザー制度活用

ミニ学習会

相談支援専門員仲間が2-3人集まってミニ学習会を開催する時の講師をします。

事例検討会

「支援の振り返り」や「見立ての深め方」を事例検討会を通して学びませんか？様々な事例から自分の支援を振り返り、相談支援につなげましょう。

事例検討会

各エリアで1人が開催する事例検討会のファシリテーターや進行役を務めます。

事業所内や施設事業所で行う研修

事業所内や施設事業所合同で行うOJTや研修についてアドバイスや研修講師を務めます。

一緒にスキルアップしましょう！！

申込み

基幹および相談支援アドバイザーと実施内容調整

相談支援アドバイザー派遣